

平成 2 7 年 3 月 川 棚 町 議 会 定 例 会 議 録

(第 1 日 目)

平成 2 7 年 3 月 5 日 木曜日 (午前 1 0 時開会)

出 席 議 員 (1 6 人)

1 番	村 井	達 己
2 番	竹 村	一 義
3 番	福 田	徹
4 番	堀 田	一 德
5 番	三 岳	昇
6 番	毛 利	喜 信
7 番	田 崎	一 幸
8 番	波 戸	勇 則
9 番	小 谷	龍 一 郎
1 0 番	朝 長	敏
1 1 番	小 田	成 実
1 2 番	田 口	一 信
1 3 番	森 田	宏
1 4 番	久 保 田	和 惠
1 5 番	山 口	隆
1 6 番	初 手	安 幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	山口 誠 実
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国体推進室長兼	
企 画 財 政 課 参 事	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	山 中 美 由 紀
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	照 本 茂 法
ダ ム 対 策 室 長	福 田 多 肥
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 新年度施策等の説明
- 日程第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成27年3月川棚町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、森田宏議員及び久保田和恵議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から3月20日までの16日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間と決定をいたしました。なお、議事日程につきましてもお手元に配布のとおりであります。

(1 0 : 0 1)

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る、1月25日に平成27年東京川棚会が開催されましたので、私と副議長が出席しております。詳しくは、広報かわたな3月号に記載してありますので、省略いたします。

翌日の26日には、コバレントマテリアルと日本ハム本社を町長さんと訪問して、近況報告・意見交換等を行いました。

次に、1月31日に「205号（東彼杵道路）建設促進大会」が東彼杵町で開催され、関係市、町より約600人が参加され、主催者、来賓の挨拶のあと、市長・町長のアピール、関係団体、住民を代表して意見発表が行われ

ました。

そして、主に「計画段階評価」の早期着手を求める決議を採択して閉会しました。

次に、2月17日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会、平成27年第1回定例会が長崎市で開催され、平成26年度の各会計の補正予算、条例の一部改正6件、平成27年度各会計予算等を決定し閉会いたしました。

次に、2月26日に第66回長崎県町村議会議長会定期総会が長崎市で開催されました。総会に先立ち、自治功労者への表彰伝達が行われ、本議会より、森田宏議員、田崎一幸議員と私の3名が表彰されました。

その後、議事に入り、平成25年度決算承認と平成27年度事業計画ならびに予算の決定と「総会決議」を行っております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が、12月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

また、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書と平成26年度定期監査報告書が監査委員から提出をされておりますので、ご一読願います。

なお、本定例会までに受付処理をしました請願・陳情の類はありませんでした。以上で、私からの報告を終わります。

(10:04)

議 長 次に、日程第4、「新年度施策等の説明」を行います。

町長から町政運営の所信と新年度予算の概要について、「平成27年度施策等に関する町長説明書」を基にした説明の申し出がありましたので、これを許可します。

町 長 皆様おはようございます。本日ここに平成27年川棚町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、平成27年度の各会計予算を始め、条例の一部改正、その他の議案をご審議いただくにあたり、町政運営についての所信と新年度施策についての説明を申し上げます。

さて、わが国の景気につきましては、2月の月例経済報告においては「景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」

とされております。

長崎県内の景気につきましては、日銀長崎支店の発表によると「このところ弱めの動きがみられるものの、全体としては緩やかな回復基調が続いている。」とされているほか、昨年12月の有効求人倍率は、0.85倍となっており前年同月の0.78倍から回復の兆しが見えつつあるといわれており、消費者物価は、前年比+2%台（消費税率引き上げ分を含む）で推移しているといわれております。しかし本町においては、まだまだ景気回復を実感するには至っていないように思われます。

このような状況の中、国の平成27年度予算編成は、年末の衆議院議員総選挙の影響により、例年よりも大きくずれ込み、平成26年12月27日の臨時閣議において、ようやく平成27年度予算編成の基本方針を決定し、1月14日に政府案が閣議決定されましたので、これを受け、本町の一般会計等の新年度予算を編成したところでございます。

また、平成26年12月27日の臨時閣議において同時に決定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に併せ、これに伴う国の補正予算が平成27年2月6日に成立したことにより、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が、都道府県及び市町村に対し交付されることになり、本町においてもこれに対応するため、今回提案する平成26年度一般会計補正予算（第8回）において、「地域消費喚起・生活支援型」の施策として「プレミアム付き商品券発行事業」及び「多子世帯支援事業」を、また「地方創生先行型」の施策として「川棚町総合戦略策定事業」ほか4つの事業を組みたて、予算編成を行った次第であります。

これらの「地域住民生活等緊急支援のための交付金」に基づく事業は、平成26年度補正予算に計上することが必須であったことから、今回の補正予算において、対応したものでありますが、事業そのものは平成27年度において取組むこととなるものでございます。

さて、本町の平成27年度予算編成にあたりましては、主要財源である地方交付税、臨時財政対策債が前年度を下回る見込みであり、町税収入の伸びも微増にとどまるという状況の中、農林水産業費、消防費の増加や、国の公共工事に対する積極的な施策の展開を受け、すでに着手している町道東臨

港線整備事業、町道上組西部線整備事業、三越漁港整備事業、基幹農道川棚西部地区などは継続して実施する必要があることから、多額の財源不足が生じたので、やむを得ず基金繰入金により対応しているところでございます。したがって、平成26年度に引き続き大変厳しい予算編成となっております。

新年度におきましても、新たな町づくりの指針を定めた第5次川棚町総合計画に沿って、まちづくりの将来像である「自然を愛し、くらし輝くまち」の実現を目指し、「あなたが主役の町政を！」のスローガンのもと、町民の皆様のご意見やご要望をお聞きしながら、各分野における具体的施策を積極的に展開していく所存でございます。

それでは、主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

1、健やかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉環境につきましては、引き続き各地区における「地域見守りネットワーク」体制の整備を図るため、援助を必要とする方々に対し、災害等発生時に適切な支援が行えるよう、自主防災組織の育成と合わせて、平常時からの支援体制の充実に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

障害者福祉につきましては、平成25年4月1日から施行された「障害者総合支援法」の理念である地域社会における共生の実現に向けて、各種障害福祉サービスを提供するとともに、受給者数・受給件数の増加に対応するため、障害福祉サービスにかかる給付費を増額計上し、支援の充実に努めるといたしております。

子育て支援の充実ににつきましては、平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」において、本町で予定されている2つの「認定こども園」について、スムーズに新制度移行ができるよう対応してまいりたいと考えております。

また、民間保育所施設整備が計画されておりますので、保育施設整備にかかる支援策として、国、県の措置に合わせて、本町においても補助金を計上いたしております。保育所の第二子無料化制度と乳幼児のおむつ処理用ごみ袋無償配布の施策についても継続をしてまいります。

保健・医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業において疾病の早期発見、早期治療に結びつけるとともに、各種予防接種事業等に取組んでまいります。

平成27年度からの新たな取組みとして、子どもたちの虫歯の低減を図るとともに、将来的な虫歯のリスクを低下させることを目的として、町内小学校及び保育園、幼稚園と連携し、「フッ化物洗口推進事業」を開始することといたしております。

また、第三子以降の出生に対する「出産祝金制度」につきましても、支援制度の充実を行うことといたしております。なお、国民健康保険事業、介護保険事業につきましても、これまで同様、安定的な運営に努めてまいります。

また、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の充実に努め、高齢者や障害者もった方々が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通、情報ネットワークの整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、町道東臨港線並びに町道上組西部線の歩道設置工事につきましては、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用し実施することといたしております。

また、地域高規格道路「東彼杵道路」の建設の実現に向けて、関係市町と連携を図りながら要望活動を行ってまいります。

平成25年度から、高齢者にやさしいまちづくりの一環として創設いたしました「活いきタクシー助成制度」につきましても、引き続き地域公共交通の施策の一環として実施してまいります。

快適で住み良い環境づくりには、上下水道の整備が不可欠であります。木場地区簡易水道におきましては、平成27年4月1日をもって上水道に経営統合することにしており、それに合わせて、今回、特別会計設置条例の改正を行い「川棚町簡易水道事業特別会計」を廃止することといたしております。

平成26年度をもって事業完了を予定しておりました上水道における「第7次拡張事業山道浄水場整備事業」につきましては、諸般の事情により、平成27年度への事業繰り越しとなる見込みではありますが、浄水場の整備は安全でおいしい水の安定供給に不可欠なものであり、工事の万全な施工に努め

てまいります。

公共下水道の整備につきましては、事業認可区域の東小串地区の一部において、汚水管渠工事を進めてまいります。

また、川棚港環境整備事業につきましては、平成27年度も引き続き県営事業として予算化されておりますので、その分の県営事業負担金を計上いたしております。これにつきましては、町民の皆様喜んで利用していただけるようなスポーツ施設の整備を進めてもらえるよう、これまで以上に県に要望してまいりたいと考えております。

安全・安心の確保につきましては、農村災害対策整備事業として緊急避難路整備（上組郷棚尾線）、尻無川排水路整備等の工事を実施することといたしております。

非常備消防において、消防団の装備品として新基準の活動服への更新を図るとともに、従来の長靴を半長靴に更新することにより、消防団員の安全と機能性の向上を図ることといたしております。

町内の環境整備につきましては、各地区からたくさんのご要望をいただいております。財政状況が厳しいなかですべてに対応することはできませんが、特に安全面の改善を最優先として取組んでいくことといたしております。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり。

豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりにつきましては、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

学校教育においては、従来から実施しているスーパーバイザーの活用による学校活性化事業、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について継続するとともに、対象児童・生徒の増加に対応した人員配置を行い、一人ひとりの障害や適性に応じたきめ細かな学習指導を行ってまいります。

また、小学校における4年に1回の教科書改訂に対応するため、それに伴う指導書等を確保し、教職員の資質の向上を図ってまいります。

学校施設等の整備につきましては、三小学校及び中学校の教育用コンピューター機器のリース契約満了に伴う機器の更新にあたり、生徒用コンピューターについてタブレット型端末の導入を行い、ICTを活用した教育をさらに充実させてまいります。

社会教育施設等の整備として、公会堂における音響設備（スピーカー）の更新を行うほか、勤労者体育センターの老朽化した高圧受電設備の改修を行います。

学校給食に関しては、学校給食センターの調理業務について、平成27年度から民間委託を行うこととしており、そのための経費を計上しております。

また、今まで文化財保護事業として進めてきた片島魚雷発射試験場跡地については、今後は都市公園「片島公園」として整備を行うこととし、8款土木費の中における公園整備費として計上し、教育委員会と建設課で連携して取り組んでまいります。

4、活力とにぎわいのあるまちづくり。

活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業、商工業、観光等のそれぞれの分野において振興を図るよう取り組んでまいります。

農林業につきましては、まず農業、農村の有する多面的機能の維持を図り、担い手農家への農地集積を推進するとともに、平成26年度から始まった農地中間管理事業について、農地中間管理機構を中心に農家と連携し、農地集積、耕作放棄地解消を推進してまいります。

肉牛の生産振興と消費拡大についても、「日本一の和牛の産地・川棚町」を全国へ向けPRする物産展への参加や、地元飲食店と連携した「いい肉日本一フェア」を開催するなど消費拡大に取り組んでまいります。

また、平成26年度から本格的な工事が始まった県営事業の基幹農道川棚西部地区について、平成30年度完成を目指して、工事实施にかかる地元説明会等の支援に努めてまいりたいと考えております。

水産業の振興につきましては、引き続き、漁村再生交付金を活用して、三越漁港を整備する計画であり、平成27年度は片島防波堤整備、片島岸壁整備、三越物揚場整備を行っていく予定であります。

商工業の振興につきましては、まずは、川棚町の「顔」であり中心である駅前商店街（栄町商店街）の活性化が重要であると位置づけ、東彼商工会と連携しながら「100縁翔店街」などのイベントや、各種事業を支援することにより、活性化を図ってまいります。

観光事業につきましては、本町の観光を大いにPRし、観光協会と連携し、今後の交流人口の拡大につなげていきたいと計画いたしております。

なお、平成27年度からの新たな取組みとして県の補助及び特別交付税措置の対象となる「地域おこし協力隊制度」を活用し、地域おこし協力隊員を募集、採用し、農業分野と観光分野に配置し、地域おこし活動に従事させ、新たな展開を図りたいと計画をいたしております。

5、住民と行政がともに歩むまちづくり。

協働のまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり懇談会を実施してまいりましたが、今後も地区や団体の要請に応じて開催してまいり所存であります。

また、町内の団体が自らの企画提案により行うまちづくり活動についての支援事業を新たに創設することといたしております。

平成23年度に策定した第5次川棚町総合計画において定めた前期基本計画の計画期間が、平成27年度までで終了することに伴い、これに続く平成28年度から平成32年度までの5年間についての後期基本計画を策定いたしますので、これに必要な経費を計上しております。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画において設定した目標値の達成度等を検証するとともに、社会情勢の変化を見極めながら、また、平成27年度中に策定する地方創生に係る「川棚町総合戦略」と歩調を合わせつつ、これからのまちづくりの目標となる計画を策定してまいります。

なお、「まち・ひと・しごと創生」、商工、観光、企業誘致などに対応するため、平成27年度から新たな機構組織として「地域政策課」を設置することとし、国体推進室の廃止等と併せて「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例（案）」を提出した次第であります。

長年の懸案事項であります「石木ダム建設」につきましては、町政の最重要課題の一つとして、これまで取り組んできております。

平成25年9月6日に、石木ダム事業の必要性や公益性について、改めて認められたことにより、国の事業認定の告示がなされました。

その告示から裁決申請期限まで限られた期間の中、反対地権者の方々の理解を求めるために、長崎県知事、佐世保市長とともに三者での戸別訪問及び川原公民館を訪問しましたが、事業計画の質問のみに終始し、地権者の皆様方との十分な話し合いができず、ご理解をいただくことはできませんでした。

そこで、起業者において期限までには、話し合いで解決ができないと判断され、平成26年8月26日の三者会議の場で、やむを得ず裁決申請を行うことが決定されたところであります。

その後、同年9月5日に収用委員会に対し裁決申請が提出され、現在、審理が行われている状況であります。

また、県道付け替え道路の工事につきましても、通行妨害禁止の仮処分の審尋が行われており、その結果を待つ状況にあります。

そのような状況であります。川棚川下流域にお住いの多くの町民の皆様方が安全で安心して暮らせるために、ぜひ、任意解決の道を選んでいただきたく、地元町長として努力してまいる所存であります。

続きまして、平成27年度予算と具体的施策等についてご説明いたします。

平成27年度予算の概要であります。一般会計におきましては、前年度比0.2%減の総額57億4,800万円といたしております。

まず、歳入であります。町税では、税収の大半を占める町民税及び固定資産税ともに前年度の当初予算額をやや上回る程度の見込みであり、町税全体として前年度比0.8%の増加、町税総額で11億5,500万円弱と見込んでおります。

地方交付税のうち普通交付税は、国の総額において減額方針が示されており、また個別算定経費と包括算定経費の参考伸び率が、市町村分はマイナスとなっていることから、3.4%程度の減収、額にして7,000万円減の19億8,000万円を見込んでおります。

分担金及び負担金は、前年度よりも大幅な減額となっております。これは保育所の保育料について、2つの保育園が認定こども園に移行することに伴い、保育料の収入が各認定こども園の収入になることによるものであります。

国庫支出金の減少は、平成26年度に消費税の引き上げに伴い臨時的な措置として行われました「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が事業終了となったことが主な要因であります。

県支出金の増加の主な要因といたしましては、災害対策整備事業、災害整備事業費補助金と漁村再生交付金事業補助金の増額などにより、前年度よりも18.6%の増加となっているものであります。

財産収入につきましては、旧白石保育所の跡地について、地元地区からの要望等があり、売払いの方針について検討を要したため、売払いを保留しておりましたが、このたび、その方針について一定のめどがつきましたので、平成27年度中に売払うこととし、見込まれる収入額を計上しております。

なお、町債につきましては、財政上の収入と支出の年度間調整、住民負担の世代間の公平を確保するための調整を念頭に、原則として交付税措置があるものにとどめるよう努めておりますが、消防において、消防・救急無線デジタル化と東消防署建設により平成27年度の広域消防事務負担金が5,700万円余りの増加となったため、消防費の起債によって対応することといたしましたので、前年度比5.9%増の4億3,970万円を計上いたしております。

続きまして、歳出における具体的な施策につきまして、款ごとに主な事業を説明いたします。

2款総務費における主な事業としては、6目企画費において、町内の団体が自らの企画提案により行うまちづくり活動についての支援事業費を新たに設けたほか、電算関係では、8目電算管理費において、現在、再リースにより使用している情報系コンピューターサーバー関連機器について更新を図ることとし、併せて現在の有線による庁舎内ネットワークの無線化を図る計画であり、そのための経費を計上しているほか、平成28年1月に予定されている「社会保障・税番号制度」いわゆるマイナンバー制度の利用開始の対応に要する経費を計上しております。

また、9目「地域づくり事業費」を新たに設け、地方創生関係の経費及び地域おこし協力隊関係の事業費を計上いたしております。

戸籍住民基本台帳費においては、戸籍電算システム機器の更新に要する経費及びマイナンバー制度の開始に伴う通知カード作成等に要する経費を計上しております。

選挙費関係では、4月に予定されている県議会議員選挙及び町議会議員選挙に要する経費を計上しております。

統計調査費としては、5年に1度の国勢調査に要する経費を計上しております。

3款民生費においては、社会福祉総務費の地域支え合い事業費において、

地域見守りネットワークの拡大を図るための経費を新たに計上し、障害者福祉費においては、近年、増加傾向にある各種給付費に対応し、児童福祉費においては、予定されている民間保育所施設整備事業に対応しているほか、新たにスタートする認定こども園や、子ども子育て支援新制度に対応した予算編成を行っております。

4款衛生費における主な事業といたしましては、平成27年度からの新規事業である「フッ化物洗口推進事業」に要する経費を母子保健事業において計上しているほか、予防接種事業費においては、昨年10月から始まった水痘予防接種・高齢者肺炎球菌予防接種を追加するとともに、各種予防接種の料金改定に対応しているほか、健康教育費においては、「健康まつり」に要する経費を計上しております。

6款農林水産事業費においては、「農地・水保全管理支払交付金等事業費」を「多目的交付金事業費」に名称を改めたほか、3年に1度11月に開催していた「産業まつり」につきましては、平成25年度から創設した「かわたなふるさと感謝祭」に一本化して開催することとし、「特産品販売宣伝促進事業費」として計上いたしております。

農村災害対策整備事業費においては、尻無川排水整備工事と緊急避難路棚尾線道路改良工事を計画し、それぞれに要する工事費等を計上しております。

7款商工費における主な事業としては、3目観光費において平成28年度秋の開催に向けて取り組みが始まる「長崎デスティネーションキャンペーン」の経費を新たに計上したほか、町の観光情報等をPRする観光物産パンフレットを新たに作成するための経費、平成25年度から開始した「いい肉日本一フェア」の開催に要する経費、2年に1回全国町村会主催で開催している「町イチ！村イチ！」事業に要する経費、観光施設整備事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

8款土木費における主な事業としては、2項道路橋梁費においては、町道東臨港線歩道設置工事、町道上組西部線歩道設置工事を計画しているほか、川棚医療センター付近の交通渋滞の解消を図るための町道中倉線に係る測量設計業務を計上しております。

5項都市計画費において、片島魚雷発射試験場跡地について、都市公園「片島公園」として整備を行うための経費を計上しております。また、6項住宅

費において、建設後20年を経過した町営住宅新町団地について、今後、老朽化した屋根外壁の改修を計画していくために、屋根外壁改修工事設計業務に要する経費を計上しております。

9款消防費においては、広域消防の消防救急無線デジタル化及び東消防署建設工事のため、常備消防費における広域消防事務負担金が大幅な増加となっております。また、非常備消防費において、消防団員の活動服と長靴を半長靴に更新するための経費を計上いたしております。

10款教育費の主な事業としては、スーパーバイザー活用による学校活性化事業、サポートティーチャー及び特別支援教育支援員の配置について対象児童・生徒の増加に対応した人員配置のための経費を各学校の管理費に計上いたしております。

また、小学校における4年に1回の教科書改訂に対応し、それに伴う指導書等を購入するための経費を学習教材等充実事業費において計上しております。

三小学校及び中学校の教育用コンピューター機器のリース満了に伴う新機種への更新に要する経費を各学校の管理費において計上いたしております。

町内2つの幼稚園が認定こども園へ移行することにより、幼稚園奨励費補助金の対象は町外幼稚園だけとなるため、幼稚園費において大きな減額が生じております。

社会教育費の主な事業としては、公会堂の老朽化した音響設備（スピーカー）の更新を行うための経費を公会堂管理費に、勤労者体育センターの老朽化した高圧受電設備の改修を行うための経費を体育館管理費にそれぞれ計上いたしております。

学校給食共同調理場費においては、学校給食センターの調理業務等を平成27年度から民間委託を行うことに伴い、そのための委託料を計上いたしております。

12款公債費については、前年度よりも2,820万1千円減の5億8,883万1千円となっております。

以上が、平成27年度の主な内容で、一般会計、特別会計及び企業会計の予算額は別表のとおりであります。

なお、今回、同時に提出しております平成26年度一般会計補正予算（第

8回)の中の、いわゆる地方創生に関する予算につきましては、第2表「繰越明許費」に記載しているとおり、すべての事業費を全額平成27年度に繰り越すことといたしております。したがって、実質的に平成27年度に取り組む事業でありますので、併せてご説明を申し上げます。

冒頭に申し上げましたように、これは、平成27年2月6日に国の補正予算が成立したことにより、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が都道府県及び市町村に対し交付されることとなり、本町においては「地域消費喚起・生活支援型交付金」といたしまして3,357万3千円、「地方創生先行型」交付金として3,120万円、総額6,477万3千円の内示がっているものです。

本町では、これを財源とし「地域消費喚起・生活支援型」事業として、「プレミアム商品券発行事業」と多子世帯にはさらにプレミアム割増を行う「多子世帯支援事業」に取り組むことといたしております。

そして、「地方創生型」事業としては、「総合戦略策定事業」、「地域おこし協力隊募集事業」、「婚活支援事業」、「地域保育環境改善事業」、「農産物加工直売等促進事業」の5つの事業に取り組むことといたしております。

これらの事業内容につきましては、補正予算の上程の折にご説明いたしますが、本町における「地方創生」の最初の取り組みとして、よいさきがけとなるようこれらの事業に全力で取り組んでまいり所存でございます。

平成27年度においては、さらに1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設が決定されており、事業の詳細が決まり次第、示されるものと予想され、地方自治体にとっては、従来の行政手法にとらわれない新たな発想や創意工夫を求められる、まさに「まち・ひと・しごと創生元年」といった年になると思われれます。

こうした大きな変革を求められる平成27年度になると予想されますが、町民の皆様の福祉の向上のために、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をお願いいたします。

以上で、町政運営についての所信と、平成27年度予算の概要等についての説明を終わらせていただきます。

次に、本定例会において、ご審議をお願いする案件は、人事案件2件、平

成 2 6 年度一般会計補正予算（第 8 回）のほか、6 つの特別会計補正予算、条例制定 2 件、条例の一部改正 1 5 件、条例の廃止 1 件、町道の廃止・認定について 2 件、一部事務組合理約の変更の件について 1 件、平成 2 7 年度の一般会計予算のほか 6 つの特別会計予算となっており、提案件数は全部で 3 7 件であります。

議案の内容については提案のつど説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

（ 1 0 : 4 7 ）

議 _____ 長 これで、新年度施策等の説明を終わります。

議 _____ 長 ここで、しばらく休憩いたします。

（ 1 0 : 4 8 ）

（…休 憩…）

（ 1 1 : 0 0 ）

議 _____ 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（ 1 1 : 0 0 ）

議 _____ 長 次に、日程第 5、一般質問を行います。本定例会での一般質問通告者は 7 人であります。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、福田徹議員。

3 番 福 田 おはようございます。3 番、福田徹。本日は 2 問行います。

まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について質問をいたします。

国では、昨年 1 1 月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、1 2 月 2 7 日には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。また、地方公共団体においては、努力義務ではありますが、地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定が求められております。加えて、早急な策定と具体的な計画や数値目標が求められております。

先日、1 月 1 4 日付で石破茂地方創生大臣から、市町村議会議長宛、総合戦略策定の要請文が送られてきています。その中には、策定期限を遅くとも平成 2 7 年度中とし、手法としては地方公共団体が主体性を発揮しつつ、様々な年齢層の住民を始め、産学金労等の関係者の意見を広く聞いて進めるよう記載されております。本町では、新たな担当部署を 1 月に設置し、取りか

かっていますが、早い自治体では昨年秋から対応を始め、今年の8月から9月には策定する予定のところもあります。時間がなく、期限が差し迫っていますが、しっかりとした長期ビジョンを立てなくてはなりません。そういった状況でありますので、地方版総合戦略の策定にあたっては、職員はもとより、町民の幅広い意見、様々なアイデアを求めていくべきだと考えます。そこで、町長の総合戦略策定のスケジュールと手法をお尋ねします。

2問目です。合併浄化槽設置推進について質問をいたします。

これまで、ここ10年の中で多くの同僚議員たちが合併浄化槽、または下水処理構想について質問をしてきております。そういった中で、私なりの質問をさせていただきます。

本町では、下水道の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置補助を行い、衛生及び環境の改善、向上のために推進をしてきております。このことは大村湾の水質向上にもつながり、今後も合併処理浄化槽の設置を推進していくべきと考えております。そこで、川棚町独自の補助を行うなど、合併処理浄化槽設置のより一層の推進を図る考えはないでしょうか。また、町単独の補助を行うには、それなりの財源が必要です。現実には財政上、補助は無理だとなってくるのですが、浄化槽設置補助の財源にもなるかと思い質問いたします。

一般財源の確保の点で、本町の行政区域に陸域と同様に大村湾の海域を編入し、地方交付税の算定基礎とする施策が考えられないでしょうか。このことは、先日、大村湾をきれいにする湾沿岸議員連盟、大村湾を囲む5市5町の議員及び関係する県議会議員で構成されておりますが、その研修会で超閉鎖水域とされる大村湾の水質向上を目指し活動しておりますが、その研修会では、海洋政策研究財団の寺島紘士氏が講演をされまして、その中で大村湾に面する各自自治体の行政区域に陸域と同様に海域を編入し、交付税を増やし、海域の管理を関係市町村で連携し推進してはどうかというようなお話がありました。そのような水域を編入した事例として、浜名湖が上げられておりました。そこは2010年浜名市と湖西市が面しておりまして、2010年に決まっておるようでございます。行政区域に海域を編入するには、関係する自治体、つまり大村湾に面した5市5町で、その境界線を画定する必要があります。川棚町は、我々議員連盟とは別組織である大村湾に面する市町村で

構成する大村湾をきれいにする会の一員でもあります。会において連携し、研究してはどうでしょうか。以上、町長にお聞きします。

町長 福田議員から2つの質問をいただきましたので、まず「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてのご質問にお答えいたします。

国においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域において、住みよい環境を確保し、将来にわたって日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的に実施することを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、この創生に関する目標や施策に関する基本的な方向などを決定するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、昨年12月27日に閣議決定されたところでございます。

市町村においても、この施策を国と一体的に進めるため、地方版総合戦略を策定することを努力義務としていますが、本町では、すでに「まち・ひと・しごと創生」を最重要課題と位置づけ、地方創生にかかる施策を実施していくために、去る1月19日に「川棚町まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、総合戦略策定に向けて準備を行っているところでございます。

議員お尋ねの策定のスケジュールにつきましては、策定期を国の平成28年度予算から予定されております新型交付金に反映させるため、遅くとも11月を目途に策定したいと考えております。しかし、国の総合戦略、そして県が策定する地方版総合戦略を勘案して、市町村も作成することになっておりますので、県の総合戦略の策定期が、なるべく早期の策定を目指すということで、未だ未定であるため、策定期については若干前後する可能性がございます。このようなことから、策定期の延伸も考えられますが、なるべく早く策定し、皆様にご理解いただけるようにしたいと、このように考えております。策定手法につきましては、今回の補正予算でも総合戦略策定事業として計上しておりますが、専門的調査の実施経費として住民の意識調査、地域特性の情報収集や分析など、まずはしっかりと川棚町の現状を把握し、将来像についても客観的に把握することから始め、「まち・ひと・しごと創生」に関する関係施策を検討していきたいと、このように考えております。また、総合戦略に関する意見集約などの事業費として、外部有識者を含む総合戦略検討委員会の実施などを予定しておりますが、最終的に町民を始

め、広く産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの、いわゆる産学官金労言の様々な立場からの意見を参考としながら、広く関係者の意見が反映されるようにしていきたいと、このように考えております。

次に、合併処理浄化槽の設置の推進についてのご質問にお答えいたします。合併処理浄化槽の設置の推進につきましてお答えしますが、ご質問にありますように、本町では昭和62年4月、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として、川棚町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱を制定し、国及び県の補助基準に沿って補助金の交付を行っております。近年、高度処理型として窒素やリンを処理できる機能を持った合併処理浄化槽が普及しており、高度処理型になった分、設置費用はこれまでの一般型よりも高額になっておりますが、その分を上乗せして補助を行っているところであります。最近では、浄化槽本体の価格は、高価なものもありますが、低価格なものもあり、浄化槽設置者から申請された見積額を見ていますと、現行の補助金額で浄化槽本体の価格を上回る補助となっているようであります。したがって、国及び県の基準を超えて町独自の補助を行うことは考えておりません。

今後も現行どおりの補助金交付制度を継続し、環境衛生の改善向上のため、合併処理浄化槽の設置を推進していく考えであります。

次に、財源確保のため、行政区域に陸域と同様に海域を編入し、地方交付税の算定基礎とする施策が考えられないか。また、大村湾をきれいにする会において連携し、研究してはどうかとのご提言でございますが、地方交付税における市町村面積は、国土地理院全国都道府県市町村別面積調べに掲載された面積となっております。そして、その国土地理院における面積の取り扱いとして、河川及び湖沼は陸域に含める。河川の河口周辺は海岸線の自然的な形状にしたがって、河口両端の先端を直線で結んで、陸海の境とするという基準があります。しかし、海については陸域に含めるという基準自体がないので、ご指摘があったような行政区域に陸域と同様に海域を編入することは無理だろうと判断をしている次第であります。また、大村湾をきれいにする会においては、大村湾における水質及び環境保全を図り、大村湾をきれいにすることを目的とすると規定しておりますので、海域を編入するた

めに連携、研究することについては、会の推進の直接の目的からすれば、無理があるのではないかと、このように思います。以上、答弁とさせていただきます。

3 番 福 田 「まち・ひと・しごとの創生」ということで、本町では1月から担当部署を設けて、4月からは新しい課に移行するというので、取組みが始まっているのは承知しておりますが、この中で、先ほど、町長の答弁の中にありました「まち・ひと・しごと創生本部」について、ちょっと説明をいただけますか。

町 長 お答えします。今、要綱を持ってまいりますので、それから答弁とさせていただきますと思います。

ただいまの福田議員の質問にお答えします。先ほど言いましたように、本部を設置しております。これにつきましては、創生本部設置要綱に基づいて設置をいたしております。この要綱をご紹介しますけれども、まず第1条には、地方創生を本町においても積極的に取り組むために「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するをいたしております。それから、これは本部の所掌事務でありますけれども、「まち・ひと・しごと創生」に関する町の施策及び計画に関すること。それから情報の収集及び共有に関すること。それから調査分析に関すること。戦略の策定及び推進に関すること。それから国、県への提言等に関すること。その他をいたしております。そして、組織は本部長が町長で、副本部長が副町長、教育長、それから本部員を各課長、室長といたしております。そしてこの創生本部の協議の中で、計画を策定していこうと、そういった方針でいるところであります。

3 番 福 田 組織の中で町長がトップに立っておられるということで、私は町長の意気込みも確かなものだろうというふうに、これが普通で言いますと副町長であったりすれば、ちょっと町長がトップにやられればというふうなことを考えておりました。町長がトップに立ってやられるということで、スピードもかなりアップするんじゃないかなと期待するところであります。その創生本部がこれから推進していくわけですが、策定とかですね、その開催の頻度といいますか、どういうふうな取組みの日程じゃないですけど、そういうふうな会合を開くとか、そういったのはどういうふうなおつもりなんでしょうか。

町長 お答えします。まずあの、この地域創生につきましては、冒頭申し上げましたように、国の総合戦略、それに基づいて長崎の総合戦略が策定される予定でございます。そういった総合戦略を見ながら一緒に取組んでいくという姿勢を持たなければいけませんので、まずは、県の総合戦略の策定があってから最終的には町の総合戦略を作るということでありまして、現時点では情報の収集に努めているところであります。

3 番 福田 情報の収集ということですが、先ほどの町長の27年度施策に関する説明の中で、13ページにありました。この中に今、答弁がありましたように、事業の主体が決まり次第、示されるものと予想され、それを待って具体的な検討がされるのではないかと思うんですけれども、先ほど私が登壇した時にも言いましたけれども、よそではすでにいろんなことが始まっておいて、町独自と言いますか、各自治体の独自性、要するに抱える課題がいろいろあるかと思うし、また町に合った取り組みが求められるというふうなことを石破担当大臣はテレビ等のメディアで常におっしゃっております。それで、いろんな町が取り組むべき課題等についてのとりまとめを先におかないと、国、県が示してきたものの中から、今の町長の表現だと、その中からチョイスするよな感じに受け止めるんですけれどもどうなんでしょうか。

町長 お答えいたします。まず、今本部を作っておりますけれども、これにかかる事業予算というのはまったくないわけですね。この後、補正予算を提案いたしますけれども、その決定を待ってこの地方創生に関する事業費が決定されるということになります。したがって、現在の本部の役割というのは、今言いましたように、そういった国の動き、あるいは県の動きを、まずは情報収集をするということであると思います。そして、補正予算を決定していただければ、先行型あるいは消費型、消費喚起型、そういった事業につきましては繰り越しをして取り組むこととなりますので、そういった具体的なことについての議論等も、この本部で協議をしていって、そして有効な事業にするということになるのではないかと、このように思っております。

3 番 福田 重ねてお聞きしますが、1月に担当部署を作られまして、県と協議がされたんだろうと思うんですけれども、何回ほどされたのか、またそ

の協議の内容はどの程度のレベルのものだったのかお聞きしたいと思えます。

町長 お答えします。まだ県との協議というよりも、県が主催する説明会、あるいは国が主催する説明会等に出席をいたしております。これについては担当課の方で答えさせますので、よろしく願いいたします。

企画財政課長 県との協議というご質問ですが、県との協議はですね、年が明けて1月13日に、地方創生関係の担当課長会議というものがあまして、私が出席をいたしております。1月29日に全国のいくつかのブロックに分けて、国からの説明会があつておまして、これにはですね、兼務辞令が出ております吉永参事が出席をして説明会を聞いております。その後はですね、県との会議自体があつておりませんので、今後、予定としましては、3月中にですね、1月13日が第1回目の会議で、3月中に第2回目の会議を行うということが予定されております。現在、以上のような状況でございます。

3 番 福 田 日程的にはまだスタートしたばかりで、県の方としても1回しか説明会があつていないということで、なかなか今後の見通し、スケジュール等も立てにくいのかなと思うんですけれども、手法についてですね、先ほど町長の方からは、専門的立場からの外部による意識調査、町内の現状、あるいはデータ分析というふうなことがありましたけれども、そういう意識調査とは別にですね、町民の意識調査とは別に、私としては、町民を募つてですね、意見を出し合う会議がありますよね。町民を募つて、募集とかかけてですね、テーブル上でみなさんの意見を出し合う、そういうふうな会合を持たれてはどうかと思うんですけれども、そういう手法についてはどうでしょうか。

町長 お答えします。おそらく議員のご質問は、町民の皆さん方の意見を多く聞く機会を持つべきではないかと、このようなご提言だろうと思えます。これにつきましては私もそう思つておまして、まず住民アンケート調査をしたいと思つております。これにつきましてはですね、実は、先日スクラムミーティングがございまして、今回の地方創生の一番のポイントというのは、人口減少に歯止めをかけると。これにつきましてはですね、子育て支援が一番だろうと。この子育て支援については、県の説明によりますと、その町に子育てをできる環境をより作るために、いわゆるシニア層のそ

った支援体制を作るべきではないかと。ところが川棚町はすでに愛育班とか、あるいは食改さんとか、そういった子育てを支援しやすい体制づくりが十分できております。しかし統計を見ますと、合計特殊出生率、長崎県でワースト3でございます。もう一つは、25歳から35歳までの結婚適齢期の女性の未婚率、これも第3位でワースト3でございます。そういったことの状況の中で、何が効果的であるのか、これについてやはり専門的な調査も必要だろうと思っております、そういった諸々の調査をしながら、ある程度できあがった時点で住民の皆様方のご意見を聞く、いわゆるパブリックコメント、そういったものを開催すべきじゃないかと、あるいは今おっしゃった策定をする時点において、対策策定会議の中にワーキンググループとしてそういった若い人たちの意見を聞くような場を設けるとか、そういったこともこれから考えていかなければいけないんじゃないかと思っております、まだ具体的な方針は定めておりません。以上でございます。

3 番 福 田 先ほど、県のスクラムミーティングとおっしゃったんですかね。

そういった中で、人口減少対策の重点項目として子育て支援だと。これは後程質問されます議員さんの方の方針という方向に入ってくるので確認したいんですけれども、町もそういうふうな子育て支援というふうな方向性にあるのか。私は横並びでなく、独自に方向性を出した方が、横並びだと確信的で独自性がなく川棚町の魅力をアピールできない。そういうふうを感じるわけですね。例えて言えば、「まち・ひと・しごと創生法」に関わってくるIターン、Uターン、Jターン、そういったものの中で、人口減少の歯止め、もちろん子どもが増えるのが一番でしょうけれど、それとまた定住人口を増やすというふうなことも一つの方法だと思いますので、そこらへんは後でじっくり方向性等については創生本部の方で検討していただきたいと思いますが、先ほど、若い人の声を聴くワーキングテーブルですか、そういったことも考えられるということでしたので、そういったことに期待しておきたいと思えます。

続きまして、合併処理浄化槽についてですけれども、これまでも公設公営だとか、公共下水道整備区域とかがあっていうことがありましたけれども、県の方で下水処理計画の見直しとかがあっていう話もお聞きしたんですけれども、これはどういうふうな趣旨のもとで町の方に言ってきているのかお分かりでし

たらお聞きしたいんですけれども。

町長 私の方では承知しておりませんので、水道課長から答弁をさせます。

水道課長 それでは福田議員のご質問にお答えをいたします。

現在、長崎県においては、国が示しております平成26年1月に示した都道府県構想の見直しに関する要綱によりまして、長崎県において平成27年度から見直しに着手をし、平成28年度に見直しを完了したいというスケジュールで作業を進められているところでございます。この都道府県汚水処理構想の見直しにつきましては、国が示しておりますアクションプランの策定を基にということになっております。このアクションプランにつきましては、中期、長期のプランの策定でありまして、国が今後10年以内に汚水処理に未普及の解消を図るべく、概成をなささいということでございます。それに向けまして、平成27年度に県内全市町において、このアクションプランを策定するということになっております。それを基に28年度までに見直しをするということでございます。以上です。

3番福田 ちょっと理解できなかつたところがあるので確認をしたいんですけれども、今ある構想の範囲を変更するというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。

水道課長 あくまでも汚水処理構想の見直しということでございますので、現在の計画についても含めての見直しということでご理解いただきたいと思います。説明は以上のような趣旨でございます。

3番福田 構想の見直しについては、まだ全然ノータッチであるというふうに理解しておいてよろしいのでしょうか。

町長 通告文とかなり離れたご質問をいただいております。これについても担当課長に答弁をさせます。

水道課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

3番福田 町長からは通告にないということでしたけれども、私の通告した部分の重要な部分でありますので、今後の合併処理浄化槽を今度の下水処理構想から、区域外の所にですね、今後、ここ1年、2年の間の計画で変わってくるのであれば、浄化槽の設置の補助もちょっと考えなくちゃいけない

かなと思って質問をしているわけですが、どんなでしょうか。

町長 お答えいたします。まず、冒頭にお答えしましたように、現時点では合併処理浄化槽に対する補助制度を変える考えはないと、このように申し上げておりました。そして今、議員の方からは区域が変更すれば、そういった時点によって話がありますけれども、今、下水道事業の進捗状況を見て見ますと、まだまだ今の区域を全部達成するためには、かなりの年月を要します。そういったことから、区域の拡大等々については、現時点では判断できないんじゃないかと、このように思います。したがって、ただいまのご質問については、そのようにご理解いただきたいと思います。

3 番 福 田 私が理解したところを確認させていただきたいんですけれども、公共下水道整備の区域を整備していくのにも、財政上、ぎりぎりの展開であるので、拡大して合併処理浄化槽を設置していくことが、変更がないということでもいいんですかね。そういうふうな、拡大するのがないから現状の補助地区、計画区域外はそのまま進めていくというふうな理解でいいんでしょうか。

町長 下水道区域の拡大についてのご質問だと思うんですが、これについては今言いましたように、かなりの財政負担が生じておりますので、現在の処理区域を完全に工事ができるまでには、まだ時間がかかりますので、現時点で区域の拡大について議論をすることについては控えさせていただきます。以上でございます。

3 番 福 田 海域の編入については海であるのでできないというふうなことでありましたけれども、竹富島というのがあります。そこは当然、海しかないんですけれども、サンゴ礁に囲まれております。そこはサンゴ礁までを管理すると言いますか、自然を守って、要するに町おこしとかにつなげているんだろうと思うんですが、そういうところで申請もされております。そういうふうに海だからできないじゃなくて、5市5町ありますので、そういったところで提案されて研究をされてはどうかと思います。私もそういうふうな法律的なことも、自治法とか見たら編入できないこともないのではないかと考えておりますので、ぜひ提案をしていただきたいと思います。

町長 お答えします。議員は大村湾をきれいにする会の活動の財源にもなるということでご提案なさったと思うわけですが、そういった趣

旨からすれば、そういった行動を起こすべきではないかというふうに私も思います。と言いますのは、その行動については、大村湾をきれいにする会はもちろん目的が違いますので、そうではなくて、ここは長崎県の面積に入っておりません。したがって、県と湾岸市町村が一体となって取り組むべき事項ではないかと思っておりますので、今後、開催されますスクラムミーティングにおいて、私の方から提案をしてみたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、こういった運動を通じて、いわゆる交付税法の改定をしていただいて、そして陸域に編入していただき、交付税の対象にしてもらうということだろうと思っておりますので、そういった努力はしてみたいと思います。以上でございます。

3 番 福 田 終わります。

(1 1 : 4 5)

(1 1 : 4 6)

議 _____ 長 次に、久保田和恵議員。

1 4 番久保田 1 4 番、久保田和恵です。通告文にしたがって3つの質問を行います。

第1に石木ダム建設問題について尋ねます。長崎県は、昨年9月5日、石木ダム建設のための迂回道路に必要な用地についての土地の収用裁決申請に踏み切りました。そして、収用裁決申請を行った用地以外については、収用手続きを保留していましたが、ダム本体工事に必要な区域の保留を解除し、11月25日、収用裁決申請に向けた手続きを開始しました。今回の保留解除対象地約3万㎡には、4世帯の住民の方の家屋も含まれております。建設予定地に住む13世帯、約60人の意志は微動だにしておりません。それは石木川の恵みを誰よりも知っているからです。虚空蔵が育んだ清流は、里山に豊かな収穫をもたらし、川魚やホタルなど、多くの生き物を育みます。石木川は、夏は子どもたちが泳いだり潜ったりする貴重な遊び場になっています。お金には変えられない心豊かな生活がここにはあります。幾世代にわたって培われてきた豊かな絆があります。この豊かさを守り、次の世代に手渡したいと考える人々が今もここで暮らしているのです。石木ダム建設計画をこれ以上進めることは、自然と地域を破壊し、県や佐世保市の財政を圧迫するだけです。残すべきは借金ではなく豊かな自然です。守るべきは権利では

なく、人々の暮らしです。

町長は、できれば強制収用は避けてほしい。そしてまた、これからも話し合いでの解決を望んでいることに変わりはないという考えを示されました。これからもその考えに変わりはないか尋ねます。また、財団法人石木ダム対策地域振興基金が解散しており、出捐金の返還を求める考えはないか尋ねます。

第2に石木川沿いにある戦争遺構の整備について尋ねます。町内には、石木川に沿って川棚海軍工廠石木地下工場跡があります。太平洋戦争が激化した1944年、航空魚雷を生産するために工場として造られ、中学生や女学生まで動員され、24時間交代で稼働していたと記されています。安全柵が設置されているのは、1から8ある豪の中で、1、2、4の3つの豪のみ、残りの5つの豪については対策も取られず放置されたままの状態です。住民が安心して生活できる環境に整備する考えはないか尋ねます。

第3に、教育長にお尋ねします。学校給食センターの民間委託についてです。

1つ目、調理業務の民間委託について、調理業務の委託先が選定されました。学校給食法は、第1条で、学校給食の目的を児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものとし、第2条では、教育の目的を実現するために、関係者に対し種々の配慮を義務付けています。学校給食の調理業務を民間営利企業に委託することは、この教育目的を大きく損ねるものであります。しかし本町は、保護者に十分な説明と理解を得ないままに、業者を選定しました。行政改革は民でできるものは民で行い、経費の削減に結び付けようとするものですが、学校給食法という教育を民間に丸投げしてよいのでしょうか。私はずっと反対をしてきましたし、今でも民間委託すべきではないと思っています。学校給食法は、義務教育諸学校設置者から自らの責任において、学校給食を実施することを義務付けています。すなわち、学校給食法第4条は、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施されるよう努めなければならないとしております。さらに、2008年には、学校給食法第8条、学校給食実施基準、第9条、学校給食衛生管理基準が新たに定められ、学校設置者は、この基準に照らして、適切な学校給食に努めなければならないと改正されました。当時

の川端文部科学大臣は、効率化を求めるために食育は犠牲に強いられることはあってはならない。また、学校給食本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化をするのは本末転倒と答弁しています。給食の調理業務を営利業者に丸投げすることによる食育の責任をどう果たすのか見解をお尋ねします。

2つ目、偽装請負の恐れについて尋ねます。委託した業者が町の給食センターにおいて、町所有の機械、機材により調理業務を処理することや栄養職員が作成した献立を基に設置者が食材を調達し、その食材料で民間調理員が調理員することなど、これらの問題が偽装請負に抵触することなく、安全で安心な学校給食が提供できる根拠を尋ねます。

3つ目、配送業務の民間委託について尋ねます。町所有の配送車を使用して配送及び回収業務が委託されます。町職員が委託先職員に指揮命令しての業務処理は偽装請負に抵触します。指揮命令系統はどうなっているのか。また、搬送中事故が発生した場合、どう対処するのか。設置者が災害を被るようになった場合、損害賠償責任はどうかお尋ねします。

町長 久保田議員からは、ただいま3点についてご質問いただきましたが、2点につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

まず、石木ダム建設問題についてでございますが、石木ダム建設につきましては、川棚町にとりましても川棚川の治水対策として、町政の最重要課題の一つとして、これまで推進の立場で取り組んできたところでございます。

反対されている地権者の皆様に対しましては、生まれ育ったふるさとを大切に思うお気持ちは十分に理解をいたしておりますが、川棚川下流域にお住いの多くの町民の皆様方が、安全で安心して暮らせるために、ぜひご協力をお願いしたいと、このように思っております。そのためには、1日でも早く事業に対しご理解をいただき、話し合いによって解決していただきたいと思っております。できるだけ強制収用は避けていただきたいと、今でもこのように思っております。

しかし、私が町長に就任したときには、すでに事業認定の手続きが進められており、平成25年9月6日に事業認定の告示がなされたところでございます。当時、反対されている地権者との話し合いを進展させる手法として、適切な対応であるとの意見が県市町でまとめられ、4回の住民説明会が開催

された後、平成21年11月9日に起業者が国土交通省九州地方整備局へ事業認定の申請をされたところでもあります。そして、平成25年9月6日に事業認定の告示がなされ、石木ダム事業の必要性、公益性が公に示されたところでもあります。

これまでも県は、反対地権者の皆様との任意での交渉を進められ、幾度となく事業や事業に対する疑問点について説明をされてきたようでもあります。私も昨年4月21日に知事、佐世保市長と一緒に地権者のお宅を戸別訪問し、話し合いの機会をいただきたい旨のお願いをし、その後、7月11日は、現地の川原公民館を知事、市長とともに訪問することができましたが、事業計画の質問に終始して、残念ながら反対地権者の皆様と十分な話し合いができませんでした。しかしながら、最近の全国的な洪水の状況を鑑みるに、川棚町におきましても、いつ何時被災するか予断を許さない状況でありますので、治水対策は早急に解決しなければならない喫緊の課題であり、石木ダムの早期建設は行政としての責務であると、このように考えております。また、これまで8割の地権者から苦渋の選択の上ご協力をいただき、81%の用地を取得し、事業の進捗率も全体の52%に達しているということでもあります。

事業認定の告示以降も話し合いによる解決に向けて、起業者は努力を重ねてこられました。裁決申請の期限までには解決することは困難と判断され、やむを得ず裁決申請が長崎県収用委員会へ提出され、今審理が進められているところでもあります。

このような状況ではありますが、知事は裁決申請後も任意解決に努力していく旨の発言をされておりますので、裁決決定がなされる前に、何とか話し合いでの解決ができないか願っているところでもあります。強制収用を避ける道は、反対されている地権者の皆様方が裁決決定前までに話し合いに応じていただくこと以外にはないのではないかと、このように思います。反対地権者の皆様方におかれましては、川棚川下流域にお住いの多くの町民の皆様方のために、ぜひ任意解決の道を選んでいただきたいと心から願っております。

なお、議員からは2つ目の質問で、財団法人石木ダム対策地域振興基金が解散しており、出捐金の返還を求める考えはないかのご意見であります。この基金は、関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興を図ることを目的として、当時、議会のご決定を得て出捐をしておりますが、そのあと、国の公

益法人制度改革に伴い、現在は精算人会に引き継がれているところであります。今後、反対地権者との話し合いが進み、事業に協力していただくなどの動きがあれば、当該基金を活用することとなりますので、返還要求することは考えておりません。また、出捐金とは、そもそもそのような性格のものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、石木川沿いにある戦争遺構の整備についてのご質問にお答えいたします。今、ご質問の旧海軍工廠石木地下工場跡の防空壕につきましては、担当課で調査をいたしましたところ、防空壕が全部で15カ所あり、そのうち安全柵が設置してあるものが7カ所、土砂等で埋め戻されて入れないものが4カ所、資材置場に使用されているものが1カ所、入り口が空いているものが3カ所でありました。安全柵7カ所の設置につきましては、平成18年度に戦争遺構の学習用として、安全に見学ができるよう、フェンスによる坑口の閉鎖を行っております。入り口が完全に開いているものが3カ所ありますが、1カ所は椎茸の栽培として使用したいという地権者の意向でありました。この防空壕については、坑口の周りにトタンで囲いをされて入れない状態になっておりましたが、平成26年2月にトタンが町道の方に倒れて、現在、坑口があらわになってしまったものであり、その後、そのまま放置されているものであります。

2カ所目につきましては、入り口から30m程度は内側をコンクリートで補強されて強固な状態でありました。その奥は土砂が崩れて完全にふさがった状態でありましたので、入り口の対策はしてなかったものであります。

3カ所目につきましては、防空壕内に自転車や家電等相当量の品物が置かれていたため、地権者が使用されているものと判断し、対策を行わなかったものであります。いずれも町道梅林線脇の私有地にある防空壕であります。このまま放置しておけば、様々な犯罪の温床になる可能性もありますので、地権者と協議をして了解をいただくことができれば、坑口にフェンスの設置と土砂で埋め戻されているものもコンクリートで坑口閉鎖を行うなどの対策を検討していきたいと、このように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

教 育 長 久保田議員の質問にお答えをします。まず一点目の調理業務の民間委託についてでございます。

今回の調理業務等の民間委託につきましては、給食業務における、主に調理業務と配送業務の民間委託でございます。献立作成、食材調達、調理発注、食材検収、調理物検査、これらにつきましては、給食の安全、安心にかかる重要な業務でございます、引き続き給食センターで行います。よって、学校給食法などに基づき、学校給食を実施することはもとより、給食の安全安心を確保しながら民間に委託できるものを委託するものでございまして、議員がおっしゃるような調理業務を民間事業者に丸投げするようなことは絶対にないと確信をいたしているところでございます。

さて、議員のご指摘のとおり、2008年に学校教育法の大改正がありまして、法の目的として、学校における食育の推進を明確に位置づけるとともに、食育の観点から児童生徒に食に関する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解、食を通じた生命、自然を尊重する態度の涵養等を新たに追加充実をいたしました。本町の学校における食育につきましては、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において、摂取する食品と健康の保持、増進の関連性についての指導を主に栄養教諭が行っております。また、栄養教諭は給食において地元食材の使用や、地元料理を献立に入れるなど、地域の食文化についても児童生徒の理解を図るよう努めているところでございます。民間委託後も、これまで同様の取り組みを実施し、学校における食育の推進を進めていくことが食育への責任を果たすこと。そのように考えているところでございます。

続きまして2番の偽装請負の恐れについて答弁をいたします。まず、町所有の機械、機材により調理業務を処理すること。また設置者が食材を調達し、その食材で民間調理員が調理することが偽装請負にあたる恐れがあるとのご指摘でございます。

この議員のご指摘は昭和61年労働省告示第37号、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に、請負業者の独立性に関する所定要件、第2条第2項ハがございまして、1番目の要件が、自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備もしくは機材または材料、もしくは資材により業務を処理すること。2番目の要件が、自ら行う企画または自己の有する専門的な技術、もしくは経験に基づいて業務を処理することとあり、議員は最初の要件に抵触するとの指摘でございます。この2つの要件は、どちら

かを満足すれば請負業者の独立性が確保されているということになります。今回の調理業務の委託では、学校給食の共同調理場の実務経験を有し、管理栄養士または栄養士、あるいは調理師の資格を持つ総括責任者と副総括責任者を置き、調理作業は民間委託業者が作成した調理作業工程表や作業動線表に基づいて行うことを予定しております。本業務が所定の要件2番目の専門的な技術、もしくは経験に基づいて行われているということであり、民間委託業者の独立性は確保されていると解釈され、偽装請負にはあたらないと考えているところでございます。

この件につきましては、平成16年5月19日の東京地方裁判所判決において同様の見解が示されております。また、調理業務を委託しても、安全で安心な学校給食が提供できる根拠として、次の5つの事項を考えております。

一点目は、委託事業者が学校給食の共同調理場の実務経験を有し、管理栄養士や栄養士、調理師の資格を持つ総括責任者と副総括責任者を配置して、スムーズな調理業務の実施と高度な安全性を確保すること。

二点目は、委託事業者が大量調理施設衛生管理マニュアルや、学校給食衛生管理の基準に基づいて衛生管理を実施するのはもとより、さらに独自の衛生管理マニュアルを作成して衛生管理に努めることや、委託事業者による毎学期ごとの現場の衛生点検や指導、調理員への安全衛生管理教育を徹底するなど、安全管理体制がしっかりしていること。

三点目は、安全で安心な食材を町が調達すること。

四点目は、献立はこれまでどおり学校栄養教諭が児童生徒の栄養面をしっかりと考えて作成すること。

五点目は、食材の検収を給食センターが行い、調理物の検査、検食を給食センター、学校栄養教諭、各学校が行うこととございます。

さらに、業務委託を予定している民間事業者が受託した平戸市や鹿島市の給食センターを視察した結果、この業者であれば安全、安心な給食の提供ができると確信をして民間委託をするものでございます。

続きまして、3番の配送業務の民間委託について答弁をいたします。

まず、配送業務の指揮命令系統はどうなっているのかということについての質問でございますが、給食の配送はあらかじめ決められた時間に到着するよう、総括業務責任者または総括業務副責任者が運転手に指示をすることに

なります。また、配送中事故が発生した場合の対処と設置者が損害を被るようになった場合、損害賠償責任はどうなるのかという質問についてであります。もちろん民間事業者が自ら事故等を起こさないよう、安全運転に努めますが、もし事故が発生した場合の対処は、委託した業務内での事故であり、民間委託事業者の責任において適切に対処いたします。また第三者への被害を与えた場合につきましても民間事業者が加入する保険で対応し、事故により搬送車を損傷した場合は民間事業者が修繕等を行うこととなります。以上で答弁を終わります。

1 4 番久保田 町長から答弁をいただきました。わが国の従来 of 公共事業はですね、全国各地で深刻な環境破壊をもたらしてきているというのはご存じのことだと思います。巨額の公共投資がなされたにも関わらず、国民生活の基盤を整備するものにはなっていない。そして、真に豊かな国民生活を実現するものともなっていないというのが現状です。しかし、公共事業はひとたび計画決定されると、その計画が根本的に見直されたり中止されたりする例も極めて少ないです。そして、一度動き出したらもう止まらない。しかし、4年前ですね、多くの尊い命を奪った東日本大震災、そしていまだに収束しない福島第一原発事故という惨禍を受けて、日本社会の根本的な変革が叫ばれるようになりました。利便性を第一に考え、自然を征服しようという、これまでの社会の在り方から反省がなされて、多くの国民は自然と共有する社会を求めています。そして、人との絆が見直され、コミュニティの役割が改めて大事だということが考え直されるようになりました。

私たち日本共産党が昨年行いました町民の方に対するアンケート4,400世帯に対してお配りしたんですが、377、約9%の回答がいただけました。先ほど、もうすでにですね、81%の人たちが賛成されて協力を得られたとおっしゃっています。しかし、この町民の方達の中にもダムに対してですね、強制収用は反対だと。この方たちは43.7%、それから自然を壊してまで作るべきではない。これが48.5%、ダムが必要かどうか再検討すべき、これが48.5%、そしてあくまでも話し合いで解決すべき32.1%、強制収用賛成は、わずか11.2%でした。この11.2%強制収用をしてダムを造るべきだという方達も、あくまでも話し合いをすべきだとおっしゃっています。このアンケートの結果はですね、1月21日に町長に直接

お渡ししたところですが、中身をお読みいただいたかどうかお尋ねします。
そしてどのように感じられたかお尋ねします。

町長 お答えします。久保田議員がアンケート調査された内容につきましては、わざわざ私の方にお持ちいただきましたので、内容は読んでおります。以上でございます。

14番久保田 町民の方たちの意見に対しては、ただ読んだだけでどういうふうな感想を持ったということはないんですか。ただ目を通して、ただ読んだだけということですか。

町長 あのアンケート調査は、久保田議員が調査をされたものであるというふうに理解をしております、いわゆる答えられた数も500人程度だったかと記憶をいたしております。400何十人でしたかね。そういったことで、全町民の意向というふうには判断しづらい面がございました。以上でございます。

14番久保田 確かに、私の政治活動としてとりましたし、9%の方達の回答の中だとおっしゃるとおりです。けども、町民の方達はですね、やはり議会と町が推進の立場であるから、なかなか表立って言えないし、先に自分は反対だということをおおっぴらに言うことができないと。そして、やはり自分の親戚にも建設業者だったり、お店をしているものだったり、そういうものがいれば反対を唱えることがなかなか難しい。けどもアンケートで答えてくださったという、あれは貴重な意見でありまして、それをただただ町民の方達の少数意見だということで片づけられるのは、私もちょっと悲しいなと思っております。それで、先ほどですね、和解に向けて強制収用まで行かないように、なるべく話し合いで、それまでに解決してほしいとおっしゃいましたけれども、この裁決手続きの件の概要を見ますと、裁決の前に和解とあります。町長は和解があり得ると今でもお思いでしょうか。

町長 お答えします。先ほどのアンケート調査の件につきましてはですね、9%ということでの回答を得たという議員の説明でありましたが、これは町民の少数意見として捉えることができないのかということについては、私は久保田議員に寄せられた意見だというふうに理解をいたしております。

それから裁決申請が提出をされまして、審理が行われておりますが、その

経過の中で和解ということができるとかどうかで、どう考えているかという質問でございますけれども、今審理の最中であり、それについては答えることは差し控えたいと思います。できれば、そのような方向に、あるいは裁決決定がなされる前に話し合いによって解決していただければ一番ありがたいと、私の立場からはそのように思っております。以上でございます。

1 4 番久保田 私も壇上で言いましたけれども、今住んでいらっしゃる方達が、土地に思いを寄せられる歴史というものはご存じだと思います。ここに今住んでいらっしゃる方達は、戦時中に軍の施設を造るために、先ほどの2問目に質問しました防空壕もそうですけれども、戦時中に軍の施設を造るために強制的に国に土地を取り上げられました。そして戦後、この荒れ果てた土地を農地によみがえらせて愛情を注ぎこんで農業で生計を立て、子どもを育ててこられ、そして骨を埋めるまでここに住み続けたい。そういう土地だからお金には変えられない。だからここからは出ていきたくないとおっしゃっています。そして、町長も耳にされたことがあると思います。もし強制収用、代執行がなされたときには、自分の体を柱に鎖でくくりつけても自分は反対すると。それからお年を召した方達は、自分が死んでから死骸を踏み越えてでもよかけんが、それでもやってほしい。そういうふうにおっしゃっています。この戦後ですね、70年経って、強制測量からこれまで33年ですけれども、この半分がダム問題で、ここに住んでいらっしゃる方達は平凡な生活を送られてないですね。ずっとこういうことで枕を高くして寝れないと言いますかね、そういうふうな状況で生活をされてこられたと思います。そして町長もご存じだと思いますが、33年前の強制測量の時の状況は覚えていらっしゃると思います。子どもたちが学校を休んで反対の阻止行動の中に入った。それからお年寄りの方達は手に数珠をかけて反対された。そういう人たちを警備隊は堅い安全靴というんですかね、あれで踏みつけ、ごぼう抜きにして、そういうふうにして、あそこの測量を強制的に行ったという歴史があります。先ほど私が話しましたように、ここの土地というのは、国に取り上げられたり、何度もそういう歴史を繰り返されているわけですよ。それで今、この方達がこの土地を去りたくない。先駆者の人たちがそういう目に遭って、掘り起こしてきた土地だから、だからここから離れたくないという気持ちが多くあられます。強くあられます。そのことについては町長ほど

のように感じられますか。

町長 お答えします。まず、人々がふるさとを思う気持ち、これはみなそうであろうと思います。したがって、今日も冒頭に申し上げましたように、ふるさとをお思いになるお気持ちは十分理解をします。しかし一方では、そういった人たちが8割の方が苦渋の選択をされて、事業に協力していただいております。それも受け止めなければいけないと思います。

それから行政代執行の話にも触れられましたが、現在の県が進めております裁決申請手続きとは、この行政代執行は別物でありまして、知事におきましても、このことについてはまったく触れられておりません。したがって、この川棚町議会でそういった議論をすべきではないと、このように思います。

それから、久保田議員が以前、憲法第29条の話をされました。いわゆる財産権は、これを尊重しなければならない。これは私もそのように思いますし、この憲法は尊重しなければいけないと思っております。ただし、その憲法の29条の第3項には、私有財産については、正当な補償のもとにこれを公共の福祉のために用いることができると、このような規定もございます。数年前、民主党政権時代に、なるべくダムに頼らない治水対策を講じるべきではないかということで検証作業が進められました。それには、私も参加いたしましたし、検証をしてきたわけでございますけれども、そういった検証の中でも、今現在進められている石木ダム建設が、より効果的だと、経済的だというふうな結論が出されております。憲法第29条の第3項に基づく土地収用法、これに基づく事業認定の告示がなされています。この石木ダムは公益性があるということが公に認められております。そういった経過を考えたときに、川棚町長といたしましては、ふるさと川棚町のために、この事業は治水対策として進めていただきたいと、このような立場であります。久保田議員とは、かなり見解の相違がありますので、なかなか私の言うことについてもご理解をいただけないのではないかと思います。私はそのように思っております。以上でございます。

議長 久保田議員、時間もありませんので、質問は要点を絞って、質問されて、残りの2問についても通告されておりますので、質問されるようにお願いします。

1 4 番久保田 しかしその、事業認定の告示がなされたことによって、粛々と進められているということでおっしゃいましたけれども、町長も川原の公民館で、県と市と町と一緒に話されたときに県が認めたように、戦後の洪水は河川工事が済めば起こり得ないと。今後のああいう洪水は起こりえないということを県は言いましたし、そのことをお聞きになられたと思います。

そしてですね、こないだ、これも私のことだとおっしゃればそうですけども、2月18日に県に申し入れをしました。石木ダム建設について強制収用につながる手続きをしないことということで申し入れをして、その時に知事に対応されませんでした。河川課長の野口さんが対応されておっしゃったのは、事業認定の告示がなされれば、もう反対地権者の方達は応じてくださるものと思ったと。そういうふうになっていらっしゃる。自分たちが権力でかざせばですね、そういうふうになることを聞いてくれると思っていたというふうにおっしゃったんですね。そして、推進派の中の人たちにもですね、13戸の人たちがいくら反対しても、強制収用という、そういう伝家の宝刀があるような言い方をなされている。これは町民の方達も、「13戸の人たちが何の悪かことばさしたとやろうかって、あの人たちにそういう言い方をするとするのはひどかばい。」と、そういうふうにおっしゃる方達もいらっしゃいます。だから和解はもう、私と町長は大きな隔たりがありますけれども、ここに絶対33年前のことよりも、もっとひどい惨事が起きないように、私は町長の英断をお願いしたいと思います。

出捐金に対しても、13戸の人たちが移るためのものとしてとっとかなくちゃいけないとおっしゃっていますけれども、あの方たちはそういう気持ちはないということですね。そして、いろんな私たちが計算してみても、佐世保市が5億、県の5億というのは私たちの税金も含まれていますから私たちのお金でもあります。佐世保市の5億と川棚町の6千万円ではですね、佐世保市の人口で割りますと1人2千円、私たちは4千円の抛出になるわけですよ。川棚町がこれだけ財政が苦しくて、何もやれないんだっただらば、あの出捐金をどうぞ返還してくださるよう求めます。そして、やはり県と起業者がですね、どういうふうな態度がおおちゃくたというのが、町制80周年記念の挨拶の中で感じませんでしたでしょうか。衆議院の谷川弥一さんと、それから参議院の金子原二郎さんが挨拶の中で。

議 長 久保田議員、質問は簡明に。

1 4 番久保田 はい。川棚町の皆さんを前にして推進をよろしくお願ひしますと無礼な話だと思ひました。石木ダムについては、見解がどこまでいっても平行線ですので、次の再質問に移りたいと思ひます。

教育長に尋ねます。川端文部大臣はですね、こんなふうにおっしゃっているわけです。教育、食育が犠牲を強いられることがあってはならないと。それから学校給食本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化するのは本末転倒だというふうに、これは食育というのは、子どもたちのからだとか、大事な知育、徳育、体育、それと同じようにですね、食育というのは、食育基本法があるように、これはやはり教育です。だからこの教育をですね、民間にやらせるということは、教育を民間がやってもいいと、安全安心な給食が提供できれば、それで教育は丸投げしたことにはならないとお考えでしょうか。

教 育 長 今の質問に答える前に一点だけ訂正させてください。学校教育法という言葉を使いましたが、学校給食法の間違ひでございますので、訂正をお願いします。

それから今おっしゃいましたけれども、あくまでもこれは法に基づき、文科省の手続き等を踏んで実施している民間委託でございますして、決して教育の丸投げとは考えておりません。あくまでも根幹の部分は給食センターが実施し、作る部分だけを民間に委託しているということで、たぶん私の考え方とかなり違われるんじゃないかと思ひますが、あくまでも丸投げではないというふうに考えておりますし、給食の安全安心を確保できると思ひておりますし、食育もしっかりと教育できるものと、そのように理解をして推進をしているものでございますので、ここはご理解をいただきたい、そのように思ひます。

1 4 番久保田 やっぱり学校給食というのはですね、先ほどおっしゃったように伝統、地域の食材を使って、地域の伝統ある食べ物を作る。こういうものも教育であるからこそできるのものであって、これから民間業者がですね、そこまで踏み込んではやれないわけですよ。だからそこだったらば、食べるだけが給食ではない。給食によって学習することとか、そういうことだと思ひますよ。

教 育 長 もう一度しっかりと確認をしていただきたいと思います。献立を作るのは、民間業者ではありません。あくまでも栄養教諭が献立を作成いたします。したがって、今までも地域の特色ある料理、献立を作成してまいりましたし、地域の食材も使ってまいりました。これは今までと変わることはございません。そして、良くなることとして考えられるのは、今まで栄養教諭は給食センターの調理場に入って調理業務等の指導をしておりましたが、これからはそれが必要なくなります。したがって、食育へのかかわる時間は、今までより多くなると考えているところでございます。こちらあたりは先ほどから申し上げておりますが、民間業者が、あたかも献立表を作るような印象を受けますので、こちらあたりはしっかりと理解していただきたいと思っております。もう一回申し上げますが、献立はあくまでも栄養教諭が作成をいたします。以上です。

1 4 番久保田 何度も念を押されなくてもそここのところは分かっております。だから私はそこで、断絶されてしまうんじゃないかと。献立に専念すれば、それでいいのかという問題ではないと思うんです。献立を作る人、ではですね、私がこないだ給食センターに行ったときに、ちょうど学校からアレルギーの代替食が来ていないということで電話があってございました。先生からですね。

2 番目に行きますけれども、そういう問題があったときに、先生からのそういう苦情というか、そういう対応は誰が電話を受けるのか。まとめて言います。先ほどからも食材は町がやるので安心できますと言うけれども、その町が食材を調達するから、これは偽装請負になるんじゃないですか。

教 育 長 先ほどから申し上げておりますが、請負偽装には当たらないということは、これはもうすでに判例が出ていることとございますのでご理解いただきたいと、そのように思います。

1 4 番久保田 先ほども機材とか、技術とか、どちらかがクリアすればいいんだというふうにおっしゃっていますけれども、町がやることですから、どちらかが良ければどちらかがそれができるんだという、グレーな状況でのそういったことはあってはならないと思っております。

議 長 久保田議員、時間になりましたので。ここで質問は終わりとなります。久保田議員、せっかく3問質問されていますので、それぞれ時間配

分をお考えになりながら、せっかくの機会ですから、議論が十分できるように、今後もお配慮をお願いします。一般質問という内容ですから。

(1 2 : 3 7)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(1 2 : 3 7)

(…休 憩…)

(1 3 : 4 0)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、堀田一徳議員。

4 番 堀 田 議席番号 4 番、堀田一徳です。

若い時からの認知症予防対策について質問いたします。2014年に発表された厚生労働白書「健康長寿社会の実現に向けて」では、増加する医療・介護費用を抑えるためには、日常生活を健康に過ごせる「健康寿命」を延ばすことが重要とし、健康予防元年を目指せとしています。本町の健康課題は、1、少子高齢化の進行、2、生活習慣病による医療費が平成23年度県3位、3、特定健診の受診率が低く、平成24年度は県15位、37.4%でした。4、乳児健診の受診率が低い。5、若年層は歯周疾患及び精神病の受診率が高い。6、高血圧症の受診率が平成23年度に県2位と高い。7、要援護・要介護となった原因疾患は生活習慣病が多いということが挙げられております。健康を維持し、介護の手を借りずに長寿を全うするには、誰もが望むことですが簡単ではありません。若いころから健康づくりに対する意識を高め、生活習慣病にならないよう一人一人が日常生活の中で努力することが大事と考えます。そこで、以下の項目について尋ねます。

1つ、長野県松本市の若い時からの認知症予防対策事業は、講演会や出前講座を中心とした啓発事業、食事、運動、健康、仲間の4つのキーワードに関連した各種対象事業に参加するとポイントがつく脳活ポイントプログラム事業があります。本町でも、健康づくりに対する意識を高め、生活習慣病予防などの効果が期待できる脳活ポイントプログラム事業を取り入れる考えはないか。

2つ、若い時から認知症に対する正しい理解と予防策の知識が必要と考え

ます。小中学生を対象にした認知症講座を総合学習の時間で実施できないか尋ねます。

町長 堀田議員の「若い時から認知症予防対策を」の質問にお答えいたします。

今議員からは、2つの質問をいただきましたが、1番目についてのみ私の方から答弁をさせていただきます。堀田議員のご指摘のとおり、認知症を始め、生活習慣病を予防することにつきましては、若いときから取り組むことが効果的であると思います。今、議員からも述べられましたように、平成26年度版の厚生労働白書においては、「一人一人が心豊かに生き生きと過ごせるようにしていくためには、単に長寿だけでなく、いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つか、すなわち健康寿命の延伸と、それによる健康長寿社会の実現が今を生きる私たちにとって、最重要課題の一つと言えよう」と、このように報告されております。また、国の健康日本21、県の長崎県健康増進計画、町の川棚町健康増進計画においても、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などの、5つの基本的な方向を定め、本町においても様々な健康づくり事業に取り組んでいるところでございます。そのようなことから、質問1についてであります。長野県松本市で実施されているような脳活ポイントプログラムが取り組めないかのご質問であります。この事業は、運動、食事、仲間、健康の4つのキーワードに関連した各種対象事業に20歳以上の市民が参加し、ポイントを集めて応募すると、抽選で各種記念品が贈呈されるというもので、景品はペア往復航空券、東京ディズニーランド、ディズニーリゾートの招待券、そして温泉ペア宿泊券、特産品や協賛店商品等となって、なかなか豪華版のようであります。本事業における手法といたしましては、施策の対象を明確化、動機づけ、連携共同等が図られ、生活習慣病を改善するうえでの認知症予防として効果的な事業ではないかと、このように思われます。

本町においても、何らかのポイント制の事業を創設し、取り組むこととした場合、人口規模や協賛、協力をしていただく事業所、団体数、対象となる年齢層や事業など、様々な問題があり、川棚町の地域特性や特徴をいかした事業の展開が必要と考えますので、先進地や他の自治体を参考にしながら、このような事業が取り組めないか、今後、研究していきたいと考えております。

なお、ポイント制ではありませんが、包括支援センターや介護保険班で取り組んでいるiPadを活用した脳若塾や認知症サポーター養成講座、スクエアステップ講習会などの地域支援事業、健康増進係や国保年金係で取り組んでいるウォーキング教室や、各種イベントにおける健康相談など、町民の健康づくりを目的とした事業に取り組んでおりますが、今後も継続して取り組んでまいりる所存であります。以上、答弁とさせていただきます。

教 育 長 堀田議員の2番目の質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、高齢化が進展する中で子どもたちが高齢者について正しく理解し、思いやりの心を持って接する態度や能力を養うことは、社会の諸課題を解決する力を育むうえでも非常に大切なことである、そのように認識をいたしております。総合的な学習の時間につきましては、学習指導要領に基づき、各小中学校において、目標及び内容を定め、児童生徒の探究心や主体性を育む学習を行うこととなっております。したがって、教育委員会が総合的な学習の時間の内容について指示をするということは適切ではない。そのように考えております。よって、教育委員会としましては、認知症講座を作って、総合的な学習の時間で実施する考えはありません。しかしながら、地域包括支援センターなどの協力で、認知症に関する学習が可能であると思われまますので、そのことを各小中学校に周知することは可能と考えております。なお、認知症に関する学習を総合的な学習の時間で実施するかどうかは、あくまでも各小中学校の判断によります。以上で答弁を終わります。

4 番 堀 田 今あの、まず1番目の脳活プログラムポイント制度ですけれども、運動分野、食事分野、仲間分野、それから健康分野ということで、キーワードが松本市では示されております。運動分野にするとスポーツクラブとかフィットネスクラブですね、それから食事分野にすると農協とか、町内の飲食店、それから仲間分野にすると社会福祉協議会とか観光協会、あるいは商工会の事業ですね。それから健康分野では、医師会加入の医療機関とか、町民の公開講座、あるいは各行政課で行う公民館の事業とか、各課で行う事業ですね、公民館の事業、それから図書館利用者へのポイント、そういったものが挙げられるわけですね。これをもし先ほどの話で、商品までということになっておりますけれど、これはあくまでも景品の場合は、呼び水的なも

のであって、実際、今の現状の健康講座というのは、65歳以上を対象にした健康講座が主なんです。先ほど町長がおっしゃいました脳若トレーニングに関して、されているんですけども、65歳以上を対象にして行われているわけです。現実問題として、若い人のそういった、要するに20歳から64歳までの俗にいう若年性認知症ですかね、そういうことに関してのいろいろな事業とか、講座というのは、あんまり行われていないわけですね。このポイント制的なことをずっと行うことによって、そういう若い人が生活習慣病とか、そういったものに関する、あるいは認知症に関することを少しでも分かってもらえればということで提案をしたわけですね。それであの、こういったポイントというのは、そういったところで講習会、あるいは飲食店に行ったら1ポイント、あるいは2ポイントぐらいだけを応募はがきに貼って、自分の健康目標を貼って、それから役場なら役場で半年分なら半年分、1年分なら1年分を集めて、そこで抽選をして景品をあげるというわけですね。だから一つの町内活性化の試みになるんじゃないかと思うんですね。だから、やっぱり先ほど言いましたように、今のことはほとんど高齢者を対象にした事業なんです。やっぱりまだ若い層の方は、認知症とか、生活習慣病に対しての意識が低いと思うんです。だからそういう生活習慣病予防を行政とか、いっぱい行っておられますけれども、もっと若い層に認知症のことをアピールしていくべきではないかと思えますけれどもどうでしょうか。

町長 お答えします。今の堀田議員の方からは松本市の例を取り上げて、川棚町でも取組んでみたらどうかというご質問がありまして、最後には若い人に認知症をもっとアピールしなければいけないんじゃないかというふうなご指摘もいただきました。まったくそのとおりだと思います。ただ、今よく他の市町村の例を取り上げて、川棚町でも取組んでみてはどうかということでご提言をいただくわけでありまして、大変ありがたく思っております。

今回の松本市の認知症予防のための脳活ポイントプログラムにつきましては、やはり、その町の背景等ありますので、これから十分川棚町に取り入れることができる事業なのか研究しながら取組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、若い人にそういった認識を深めてもらうためには、川棚町とい

たしましては、やはり特定健診の受診率を上げることがまず重要ではないかと思っております。特に、病気の早期発見、早期治療、これが一番大事なわけでございますので、この受診率を何とか上げることができないか、縷々検討をしておりますけれども、先ほど、議員がおっしゃったように、なかなか上昇しないのが現実でございます。松本市の取組んでいる脳活ポイントプログラムにつきましては、先ほども言いましたように、今後、研究して取組んでいくことができれば、そのようなことで考えております。

この松本市が脳活ポイントプログラムを構築した背景には、実は健康寿命と平均寿命の差が極端に開いているということも背景にはあるのではないかと思います。平均寿命につきましては、松本市は男性も女性も日本一であります。しかし、健康寿命となりますと、松本市の場合は女性でかなり落ちております。男性で6位、女性で17位ということで、そういった差からして、やはり若い時からこういった予防策をとって、そして健康寿命を長くすべきではないかというような取組みであろうと思っております。

長崎県の場合は、残念ながら平均寿命、それから健康寿命とも下位に低迷をいたしております。したがって、松本市以上にそういった事業については取組みが必要ではないかと、このように認識をいたしております。以上でございます。

4 番 堀 田 大いに取組んでいただきたいと思っております。先ほど若年性認知症あたりを言いましたけど、今、若年性、要するに若い人にですね、そういったことを知らせるために、この年齢的な層を見ると、やっぱり40歳から50歳の方がそういう病気と言いますかね、そういうことになっていらっしゃるそうでございますけれど、やはり家庭の中でも大黒柱の人あたりがですね、そういうことになったら大変だということで、今こういうふうな取組みをされているんだろうと思っておりますけれども、若年性認知症支援あたりのハンドブックあたりは作る考えはないのでしょうか。

町 長 事務的なことでございますので、健康推進課長から答弁をさせていただきます。

健康推進課長 今のところ若年性認知症に対するハンドブックの作成については計画はしておりません。以上でございます。

4 番 堀 田 分かりました。本来ならば作ってくださってお願いばせんば

とでしょうけどね。先ほど、若年者健診の実施がなかなかなされていないということで、健康増進計画の中では、24年度ではあってませんよね。目標として平成34年にはありというふうに書いてあるわけですよ。健康増進計画の中にですね。そうすると若年者健診というのは、今から考えていかれるのですか。

町長 大変申し訳ありませんけれども、もう一度質問をお願いいたします。

4 番 堀 田 先ほど、若年者健診をしているけれども、利用者が少ないというような格好で言われましたけれども、平成24年度分では、一応計画はあったのかどうか知りませんが、この健康増進計画の中での目標としては、なしということで書いてあって、平成34年度までの間にはありというようなことで書いてあります。そういうことで、若年者健診は今からもやっけていかれるのですか。

町長 お答えします。議員からは、松本市が実施しております脳活ポイントプログラムの事業を取り入れる考えはないかというご質問でありまして、それに対しての答えは準備してきましたんですが、ただいまの若年層健診利用者が少ないとか私が言ったと言いましたけど、私が発言したのは、特定健診の受診率が低い、だからそれに苦慮しているんだという発言はしましたけれども、ちょっと質問の意味がよく分かりませんので、もう少し分かりやすく質問をお願いします。

4 番 堀 田 先ほどの話の中で、若年性認知症があるというふうな話をしたと思いますけれども、18歳から64歳までの間にそういった病気があるのか若年性認知症ということだろうと思いますけれども、結局、生活習慣病を予防する、それから生活習慣病をなくして行って認知症あたりを予防してですね、認知症あたりをなくすというふうな話になると思うんですけれども、若年者健診というのが、今、40歳からですよ、特定健康診断がですね、それ以下の方の診察といいますか、健診といいますか、そういうのは町では行われていないんじゃないかというふうなことで言ったつもりですけど。

議長 堀田議員、ちょっと論点を整理された方がいいと思うんですけれども、質問の①については、川棚町で対応できるか分からないけれども研究はしていくという答弁があったと思うんですね。若年者健診という面につ

いても定義づけというか、そのへんがうまく伝わっていないので議論ができないんだと思うんですけども、手法論として通告文に基づいての続きとして捉えられるのかどうか、私もちよっと聞きながら整理がつきませんので、もう少し論点を狭めて質問をされてはどうですか。②の項と重なってらんですかね。整理して質問をしてみてください。

4 番 堀 田 すいません。通告になかったものですから、横道にそれてしまいました。すいませんでした。

先ほどの1番目の問題で脳活ポイントに戻りますけれど、先ほど町内、町長の話では町内にそういったことが、松本市と比べてあまりないんじゃないかというふうなお話でございましたけれども、やはりポイント制をするとすると、今町が行っている健康相談とか、そういったものにもポイントを付けてですね、それからずっとやって、あるいは観光協会とのタイアップとか、しおさいの湯にいきいき利用券あたりを使っておりますけれども、そういったものに対してもポイントを付けていくとか、いろんなポイントの方法はあると思うんですね。そういうことでやっていただければと思います。先ほどの町長の答弁では、研究をしていきたいということですので、今から進められていったいただきたいと思います。

それから2番目の教育長の答弁では、総合学習の中では、教育長の立場からはできないということでありましたけど、各学校で現在も介護包括センターからですね、出向かれて、何とかそういった授業はされていると聞いております。そういう中でですね、ひとつ学校にもよるかもしれませんが、認知症、あるいは生活習慣病の項目をですね、ちょっとでも勉強させてもらうと一つのそういった講座の中で、一つの事例を通して、町の支援体制を仕組みを知ったり、それからそれを正しく理解したり、あるいはそれを元手に家族や地域に伝えていくことで、誰もが安心して暮らせる健康なまちづくりに進んでいくんじゃないかと思うんですね。そういうことで、年に1回か2回ですね、高学年が対象だろうと思いますけど、小学校の低学年では無理があるんじゃないかと思うんですね。そういうことで、高学年とか、あるいは中学校の2年生とそういったところでお年寄りを呼んだりとかしているとは思いますが、そういうことでこれに係わるような講習は考えられませんか。

教 育 長 先ほどお答えしたとおり教育委員会がこういった講座を開くと

ということについては考えておりません。ただ、今現在、認知症に関する学習をやっている学校もありますし、あるいは福祉に関する学習を取り入れている学校もございますですね。学校の必要に応じて、こういったものができるかどうかという相談があった場合に、教育委員会としてできるだけ協力は、情報提供とかですね、そういった面についてはやっていく考えはありますけれども、あくまでもこれは学校が主体的に考え、そして主体的に目標も内容も考えていくというのが総合的な学習の時間のありようでありますので、例えばですね、不適切じゃないかと考えられるようなことについて指導はしてまいりますけれども、これを学習しなさいというような性質のものではないと、そこはご理解をいただきたいと思えます。

4 番 堀 田 ありがとうございます。そういうことで、もしそういうことができるようであれば、学校の方に直接でもお願いに行っていたと思います。

それから先ほど、若い人にそういった生活習慣病の予防あたりをどうにかできないかということですので、もしそういうことができるようであればですね、成人式の日には文書がありますよね、封筒入りのですね。成人者一人一人に渡しますが、そういった中に、生活習慣病の予防とか、認知症の予防とか、そういう冊子みたいなものを入れることはできませんか。

教 育 長 まず所管事項というのがあるだろうと思えますね。教育委員会がそういったものを所管しているわけではございませんので、確かに封筒は準備しています。例えば健康推進課が、これをぜひ入れてくれと、そういうことになりましたら教育委員会としては、それに協力をしていくと、そういう立場というのをご理解をいただきたいと思えます。

4 番 堀 田 分かりました。もしそういうことができるようであればですね、健康推進課あたりからお願いして若い人にもっとアピールをしてくださいということをお願いをしておきたいと思えます。

やはり認知症予防、介護予防にしてもですね、若い時からの健康を意識してですね、運動とか食生活とか生活改善をしていくことが大事だと思うんですよ。若い人も参加できるような意識の啓発をですね、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、研究をしていただければと思えます。以上で私の質問を終わります。

議 長 次に、山口隆議員。

1 5 番 山 口 1 5 番山口でございます。「まち・ひと・しごと創生事業」の取組みについて三点ほど町長に質問をいたします。

少子高齢化に対応し人口の減少に歯止めをかけ、地方の活性化のため「まち・ひと・しごと創生事業」が平成27年度から5カ年間にわたり実施されます。

現在、骨格が示されたのみで、国県の具体的な政策が見えない中ではありますが、おそらく実施にあたっては、各自治体が地方創生に係わる施策を提案し、実行していくことになるものと思われます。その中でも、特に人口減少対策、雇用、子育てへの取組み等が求められているのではないかと思います。本町でも、人口減少については、国立社会保障人口問題研究所の推計では、25年後、2040年の人口は1万1千人となっており、人口減少対策並びに少子高齢化対策が特に求められてくるのではないかと思います。本町の活性化のため、町民一体となり、「まち・ひと・しごと創生事業」に積極的に取り組む必要があると思われ、以下の三点について尋ねます。

1点目、「まち・ひと・しごと創生事業」に取り組む基本的な方針について。

2点目、人口減少対策並びに少子高齢化についての取組み。

3点目、施策の実施には町民の協力が不可欠であると考えられます。町民の声を聴き、協力を求めるため、官民一体となり「まち・ひと・しごと創生事業」推進協議会、これは仮称でございますが、こういったものを立ち上げる考えはないか。以上、三点について質問いたします。

町 長 山口議員の「まち・ひと・しごと創生事業」の取組みについてのご質問にお答えいたします。

先ほどの福田議員の一般質問でもお答えをいたしました。少子高齢化の伸展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的に実施することを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、このまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本方針などを決定するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、昨年12月2

7日に閣議決定されたところでございます。

市町村においても、この施策を国と一体的に進めるため、地方版総合戦略を作成することが努力義務とされております。そこで川棚町では、すでに、まち・ひと・しごと創生を重要課題と位置づけ、地方創生にかかる施策を実施していくことを目的に、去る1月19日に「川棚町まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、総合戦略策定に向け準備を行っているところでございます。このまち・ひと・しごと創生の実現のための手法を具体的な指標を示しながら総合戦略を作成していくわけではありますが、基本的には国の総合戦略で謳った4つの基本目標に対応した総合戦略を策定することとなります。そこで、国が示した基本目標ではありますが、1つには地方における安定した雇用を創出する。2つ目には、地方への新しい流れを作る。3つ目が、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。4つ目として、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する。とされており、国が示した目標に対応する市町村の地域課題に基づく適切な目標を設定し、その実現達成のためのそれぞれの施策を盛り込み、実施していくことを基本方針といたしております。さらに、今回の総合戦略の実行にあたっては、今までの政策の実施を実行していく中で、その成果の検証がなされてこなかった点を反省し、PDCAサイクル、いわゆる計画を立て、実行し、それを検証し、さらに改善するというサイクルを確立し、具体的な指標による評価を行うことが義務付けられており、これらの確認検証を行いながら、地方版、総合戦略を実施していくこととなります。

従来、町の描く将来像として、総合計画を策定し、その計画を基に各分野、各項目、それぞれの施策を展開したわけではありますが、今回のまち・ひと・しごと創生では、総合戦略としての人口減少対策、少子化対策、産業振興、企業誘致などをメインに計画策定し、対応する各施策を展開していくこととなり、さらに結果も求められることになるため、より事業効果の上がる事業を精査し、総合戦略を策定する必要があります。

2番目のご質問の「まち・ひと・しごと創生の総合戦略」における人口減少対策、少子化対策についてであります。当然、先ほど申し上げました基本方針の中でも標榜している項目であり、もっとも重要なものと考えております。わが国の人口減少は、今後加速度に進むことが予想され、その動きは

地方から都市部へ広がり、2060年の総人口は約8,700人まで減少する見込みとされております。本町の将来人口は、ただいま議員がおっしゃったように国立社会保障人口問題研究所の出した日本の地域別将来推計人口によると、2010年以降の30年間で4,500人が減少し、2040年には約1万1千人となることが見込まれています。人口減少は、地域経済の縮小を招くだけでなく、深刻な人手不足を生み出し、住民の経済力を低下させることから、地域社会における暮らしの基盤維持が困難となってまいります。人口減少、少子化対策はこのようなことから、今回の総合戦略の中にも、当然盛り込んでいくべきものであると考え、実際、実施していく関連政策について検討していくこととなります。本町においては、本町の将来を見据え、出生数の減少による自然減と、転出超過による社会減の両面からの施策を講じていきたいと考えております。具体的な施策につきましては、これから検討していくこととなりますが、今まで実施してきた第二子目からの保育料の無料化の施策の充実など、28年度からの新型交付金に対応できるような施策も積極的に検討していく必要があるのではないかと、このように考えております。

三点目の質問についてであります。福田議員の質問にお答えいたしましたように、住民や産官学勤労言の外部関係者を入れたところで広く意見を聞くことにいたしております。手法としては、協議会を設置するのか、すでに設置している「川棚町まち・ひと・しごと創生本部」の中にワーキンググループを設置するなど、いろんな方法を今検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

1 5 番 山 口 基本的な方針というのは、あくまでも国の4つの基本方針に従っていくということですが、当然、川棚町にはですね、第5次総合計画というのがあるわけですね。おそらくそこから大幅にずれるということはできないだろうと。そういうような観点から考えればですね、第5次総合計画との関連性ですね、いわゆる「まち・ひと・しごと創生事業」、これのどういうふうに関連付けを考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

町 長 お答えします。第5次総合計画につきましては、平成23年3月に策定し、そして議会のご決定をいただいております。これにつきましては、10年後の目標を「自然を愛しくらし輝くまち」と定めて、それぞれの

項目において事業を展開することにいたしております。それが、この事業展開におきましては、基本計画の中で具体的にその事業を示しているわけですが、この基本計画の前期計画期間が今年度で終了いたしまして、幸いにしてと申しましょいか、28年度からの後期計画を策定する時期に來ております。したがいまして、今回の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と後期の計画が重なり合うような計画にしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

1 5 番 山 口 ②と若干ダブるんですが、第5次総合計画のですね、川棚町の人口予想ですね、これでいきましたら目標設定値がですね、総合計画でいけばですね、21ページでございます。将来フレームと人口フレームというのがございますが、この中にですね、平成27年度の人口目標が1万4,500人と設定されております。ただ、ほぼ1万4,500人というのは、今の人口とそんなに差はないのかなと私も考えておるわけですが、ところがその5年後の平成32年にはですね、ここの推計ですね、推計方法にはいろいろあるんじゃないかと思いますが、この推計でいきましたら1万3,875人と、約700名ぐらい減じているわけですね。推計との幅がですね、目標値と差が700名ぐらい差があります。ただその差というのを見てもらえば分かりますが、すべてが、いわゆる人口の減少というのがどこの部分かというところ、幼年人口ですね、年少人口ですね、それから生産人口が減って、いわゆる老年人口ですか、いわゆる65歳以上がとことん増えていると。典型的な少子高齢化の様相が予測されていると。そうすればこの間のギャップをどう埋めていくのかというのが、「まち・ひと・しごと創生事業」の中の一つの方向性にもなってくるのかと思いますが、そういった点についてはどのような考えで取り組もうと思われているのかお尋ねしたい。

町 長 お答えいたします。川棚町の総合計画におきましては、ただ今議員がおっしゃったように平成32年におきましては、1万3,875人に減少するだろうと、このように予測をいたしております。これは平成23年に予測をしたわけございまして、これを第5次川棚町総合計画を実施することによって、計画に定める各施策を実施することによって、それを1万4,500人にキープしようというのが、この計画の趣旨でございます。議員がおっしゃった人口問題研究所が発表した予測によりますと、2040年には

1万1千人になるということでございますけれども、2015年には1万4,108人ということでございますので、まだ人口問題研究所が出した平成10年度当時に出されました人口予測とすれば、そう減っていないと、こういった認識を持っております。

そこで、この人口減少対策につきましては、やはり議員が先ほどおっしゃいましたように、生産人口、若年人口を増やすということが大きな課題でございますので、まずは少子化対策、あるいは少子化対策として子育て支援に力を入れなければならないと、このように思っております。以上でございます。

1 5 番 山 口 併せてですね、人口の減で流出になるかと思うんですが、本町のですね、1月31日の年齢別の人口統計でいけばですね、18歳人口からですね19歳に減るときに、これは中学校の卒業、その当時の中学校の卒業生は推計でございますが150、160名は卒業しただろうと考えられるわけですね。そうすれば19歳人口がですね、130人ぐらいに減る。これはおそらく大学、専門学校に行くために、その分が他県に行っているんだろうと推測できます。そのあとですね、23歳年齢になりましたら108名ぐらいになると。現在の川棚町の人口です、年齢別の。そうすればこの当時の中学校卒業生は、間違いなく150、160人程度で推移しているんじゃないかなろうかと。これは推計でございます。あくまでもずっと追ったわけではありません。そうしていけばですね、150、160人中学卒業時におったと。高校卒業時まで川棚在住。それが23歳年齢と言えば、ほぼ大学卒業して就職した年齢だと。その時に110人しかいないというのは、そこでほぼ50、60減っているということは、本町におけるですね雇用の場がいかにか少ないかと。もしくは本町周辺で、本町から通勤できる範囲内に雇用の場が少ないかということの、いわゆる一つのデータではないかというように思っております。すべてとは言いませんけれども。だからそういったことを考えればですね、人口減少対策の中に、当然、良質の雇用対策というのが求められてくるんじゃないかと。そういったことで雇用対策ということになれば、企業誘致その他というのがひっかかってくるわけですが、非常にこれはいろんな議会でも取り上げながらですね、町長も非常に頭が痛い答弁をされているというのは分かっておりますけれども、当然、まち・ひと・しごとの中で、良質

の雇用の場を設けるというのも国の一つの施策であろうと。そういったことについてどうふうに取り組む考えかお尋ねをしたい。

町長 お答えいたします。実は、この地方創生に関する施策を政府が出してから、長崎新聞では毎月、県内市町村の人口の推移を載せております。それによりますと、川棚町の1月の人口は、4名減っておりますが、2月の人口は9名増えております。しかしおそらく3月は、転勤の時期になりますので、これは大幅に減るんじゃないかということで、また4月には少し増えるという、そういった動きの中で、出生、自然減が生じておりますので、自然と人口は減少していくのではないかと予想されます。

そこで、今議員がおっしゃったように、人口減少に歯止めをかけるために地方創生という事業が創設されまして、これにつきましては国と県と町と三者で連携して取組んでいこうということで、総合戦略の国版、県版、地方版が策定をされるわけがございます。そういった中で、少子化対策、それから今議員がおっしゃった雇用の創出、これが一番重要ではないかと思えます。地方においては。そういったことから、雇用の創出についての施策については、これも最重要課題の一つとして、今回、これから取組んでまいります、これは川棚町に限定せず、川棚町を中心とした周辺地域も含めてそういった取組みができないか、そして国と連携して取り組むことを考えているところであります。以上でございます。

1 5 番 山 口 先ほどの答弁の中でですね、いわゆる若い世代の結婚とか出産ですね、こういったことも国の施策の一つであるから取り組んでいると。ところが、ここがですね、もう一つそれに地方への人口の流出ですね、流れ、こういったことを作るというのが、今回の創生法の一つの狙いであると。そうすれば当然、そこにですね、若年者に定住していただく、もしくは定住のためにIターン、Uターンとか、そういうふうな政策を推進していくことになると思うんですが、当然、その時にですね、定住するための条件というのをいろいろ考えたときに、一つは生活の基盤が安定していると。そのへんは当然、必然的に雇用の場の確保ということになるんじゃないかと。それと併せて、地域の利便性というのがあると、住むためには。そして、それ以外にも環境の快適性、その他というのがあるわけですが、そういった部分についてですね、生活基盤の安定の第一、雇用というのには、今町長の答弁がござ

いましたけれども、ぜひ今後周辺地域を含めてですね、企業誘致、その他、いわゆる川棚に定住していただいて、仕事ができる場の確保というのは、施策の中でぜひ実施していただきたいと。同時に利便性がどうかということですね、こういう調査がございます。栄町の商店街の衰退に本町での購買者は28.3%と。そういうふうな消費者動向調査というのが平成24年度に出されておりますが、その中でですね、川棚町民の購買者の動向調査ではですね、28.3%しか川棚町内で利用していないと。県下でワースト2という調査結果が出ております。できればそういうふうな利便性、その他、高めることによってですね、定住をしていただく、そういった方向性も見えてくるのかと思われるわけですが、栄町商店街の活性化ですね、これも当然、一つの本町独自の創生法の中で取り組む一つの課題であろうと。そうすることによって町内での買い物客も増え、利便性が増えることによって定住その他町の活性化にもつながると考えられます。そういった観点から本町の栄町商店街の活性化をどのように進めていこうと考えておられるのかお尋ねしたいと。

町長 答えいたします。まず、人口減少に歯止めをかけるためには、おっしゃったように雇用の創出、それから住環境の整備によって定住をしてもらう条件を整えるべきではないかというご提言がありまして、まったくそのとおりだと思います。そこで、これらにつきましては、まず総合戦略を策定するにあたっては、住民アンケート調査を実施したいと思います。そして、住民の皆様方がどういった要望をなさっているのか、あるいはどういったところに不便を感じておられるのか、あるいはどういった魅力を川棚町にお持ちなのか。そういったアンケート調査を実施したいと思っております。それから、もうさっそく始めているのには、転入、転出者に対しまして、その窓口でアンケートを実施をしているわけがございしますが、転入の理由はなんでしょう。あるいは転出の理由はなんでしょうということ、人々の転入、転出の動きについても、やはり総合戦略を策定するためには必要ではないかということで、今進めております。そういった中で、先ほどは川棚町での購買の状況についてお話がありましたが、町内での購買率は28.3%という数字が以前示されたことは私も承知をいたしております。そこで、やはり川棚町の中心商店街である栄町商店街の活性化については、やっぱり川棚町にとっては大きな行政課題ではないかということでご提言いただきましたが、

これにつきましても以前から商工会等々と連携をとりながら、活性化について努めているところでございます。そういった中で、100縁翔店街も盛会裏に開催されておりますが、これがひやはり一過性にとどまっているということも感じておりますので、今後、100縁翔店街を運営なさるみなさんと意見交換をしながら、これがもう少し波及効果が継続するような議論を今後していきたいと思っております。そういった中で、商店街の活性化について、いろんな取組むべき施策を考えてみたいと思います。一つは、空き店舗をいかに活用するかということも一つの課題ではないかと、そのように認識いたしております。以上でございます。

1 5 番 山 口 「まち・ひと・しごと創生事業」ではですね、どちらかと言えば若い方、それから人口を増やすためには出生率の向上とか、そういうのが言われます。これもなかなか簡単にいかないんですが、それと同時にですね、もうそういった部分だけに問題があたってですね、どちらかと言えばですね、先ほどの第5次総合計画の中でもですね、川棚町の人口というのは、生産人口とか、年少人口が減って、増えてくるのは65歳以上、我々を含めてですが、そういった人口は間違いなく増えていっていると。そうすれば、この創生事業の中でですね、当然、高齢化対策とですね、同時にそういった高齢者の方の今までの生きてきた知恵とか、そういったものをどのように生かしていくのかと、これも一つの課題であろうと思っておりますが、そういう点についての取組みというものは何か考えておられるのかお尋ねしたい。

町 長 お答えいたします。これは先ほどの福田議員のご質問にもお答えをしたわけでありまして、川棚町の、たとえば合計特殊出生率1.35で、県内でワースト3でございます。そして、25歳から34歳女性の未婚率、これについては47.3%で、これもワースト3でございます。そういったことから、この未婚率を下げることによって、人口の増加が生まれるんじゃないかと、そういう期待もなされます。したがって、これまで婚活事業につきましては、観光協会の方でしていただいておりますが、今回の地方創生の関連で、町で直接この婚活事業に取り組んでみたいと。そして、その成果を上げたいと、このように思っております。そういった中で、県の方では、その婚活を進めるための、いわゆる相談役としての縁結び隊を募集されておまして、川棚町では2人の方が縁結び隊の隊員として認定を

されております。そういったことで、先輩方をお願いをするのは、そういったところがあるのではないかというふうに思います。特に、川棚町におきましては、これまで子育て支援については、意外とシニア層の皆さん方の協力をいただいて環境が整っていると、こう思っておりましたが、残念ながらこういった結果になっておりますので、高齢者の皆様方の事業に対する協力をさらにお願いをして、そしてこういった数字を上げていくと、成果を上げていくということに努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

1 5 番 山 口 なかなかですね、国、県の施策、その方針が先が見えない中でですね、おそらく具体的な施策は今後、いろんな課題を持ちながら詰められていくんだろうと思いますが、ちょっと最後の質問になりますが、ただいま言われましたようにですね、私も購買力はワースト2であると。町長の方も未婚率がワースト3とか、いろんなことを言われた。ということは、逆に言えばですね、ワースト2とかワースト3とか、そういうものは何も恥じらうことはなかろうと。考えようによってはですね、ちょっとがんばればすぐ上がるんだと、そういうふうな前向きに考えてですね、「まち・ひと・しごと創生事業」をですね取組む必要があるんじゃないかと。まだワースト2とか3とか、これは努力の余地がたくさん残っているということなんですよ。ちょっとがんばればすぐ上がるじゃないかと、結果が出たじゃないかと、お互いそういった意識でこれに取組むためにですね、ぜひ官民一体となって、最後にお願したいのは、「まち・ひと・しごと創生事業推進協議会(仮称)」、勝手につけたんですが、これは福田議員の質問の中でも答弁がっておりますので、細かいことは質問いたしません、この「まち・ひと・しごと創生事業」によってですね、結果が出るのは10年、20年、どうかすれば30年後じゃないかと、それぐらい先なんですね。その時に社会を支えている人間というのは誰かというのを考えれば、今の中学生、高校生だろうと。そうすればこういった中にですね、有識者とかいろんな方達が入られます。ところが、これは私も含めてでございますが、それだけ有識者その他とか、長い間生きておればですね、どうしても既成概念に捉われて新しい発想というのがなかなかしづらいものでございます。できれば、川棚町、もしくは日本の国を今から10年、20年後支えていく若い世代、中学生とか高校生、そういった年代層のですね、意見を取り入れて、意見なり、そういう気持ちを

取り入れてですね、将来の川棚町はこうあってほしいと、そういうふうな思いを取り入れてですね、この創生事業に取り組む考えはないか、最後にお尋ねいたします。

町長 ただいま議員の方からは、数字が低いということは、がんばればもっと上がるんだというご発言がありました。今まだ努力が足りないということも、今の議員のご発言で反省をいたしております。そういった中で、今回の町創生総合戦略を策定するにあたり、若い人の意見を取り入れることができないかのご提言がありますが、これは一番最初に福田議員からの質問でもありました、たぶん福田議員、あのときに言葉が出なかったんですけども、ワークショップのことではなかったかと思えます。こういったまちづくりの手法として、ワークショップという方法論をよく議論がなされますけれども、ぜひこの策定にあたっては、協議会を設置をしたいと考えておりますので、その協議会がどういうかたちになるかは、今から検討をいたしますけれども、ぜひ若い人、中学生はどうかと思えますけれども、高校生あたりは入れてもいいんじゃないかと今思っているところでございます。

先日、議会の方の主催で小学生の子ども議会を開催していただきましたが、大変、新鮮な思いがいたしまして、そういった初心にかえてこの事業の構築をしていきたいと考えております。以上でございます。

15番山口 終わります。

議長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:49)

(…休憩…)

(15:00)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 次に、毛利喜信議員。

6番毛利 6番、毛利です。私は次の三点について質問いたします。

まず一つ目、昨年開催されました長崎がんばらんば国体は、たくさんの来場者もあり、盛大に執り行われ、成功裏に終わりました。町長を始め、役場職員の皆様、教育関係者並びに町民の皆様にあらためて敬意を表したいと存じます。

さて、45年ぶりに本町で国体が開催されたことによりまして、ホッケー競技に対する町民の機運が上がりました。ホッケーをするためにホッケー部のある高校へ行く、ホッケーの有名な大学へ進学するといったことも見受けられるようになりました。町長は、この川棚町をホッケーの町として活気づけるお気持ちはありますか。そこでホッケー競技の会場となった大崎自然公園交流広場、この場ではホッケーコートと呼ばせていただきますが、この会場の今後の活用についてお尋ねいたします。

まず①、26年度の予算でホッケーに関する競技の普及、強化という目的で助成されていた活動補助金についてですが、今後も継続を考えておられるのかどうか。

二つ目に、現在も日ごろの練習など、ホッケーコートを利用している社会人チーム、中高生を中心としたジュニアチーム、小学生、子どもたちを対象としたホッケー教室等が活動しています。競技普及のために、施設利用料を無料にできる対応ができないかお尋ねをいたします。

続きまして、本町の入札、契約制度について質問をいたします。

まず一つ目に、平成24年12月定例会におきまして、入札制度の改善に関する決議を行いました。この決議は、一つ、最低制限価格の引き上げ、一つ、地元企業の受注機会の確保、一つ、共同企業体の制度化、この3本の柱での内容でした。その中で、地元企業の受注機会の確保、共同企業体の活用には、配慮を感じているところでございます。が、1つ目の柱であった最低制限価格の引き上げについては、未だ引き上げられておりません。その後、何らかの研究、検討がされたのか、検討の経緯をお尋ねをいたします。

2つ目に、26年度下半期分の発注予定の公表がホームページ等を通じて公表されております。先日、産業建設文教委員会におきまして、東彼商工会の工業・建設部会との意見交換の場がございました。その折にもこの質問を受けました。今期、発注の遅れが出ているようですが、その要因は何でしょうか。何らかの事情があるのかどうかお尋ねをいたします。

3つ目に、工事の完成払い金の支払いは、県の建設工事執行規則によりまして、契約書上、請求後40日以内となっています。本町では、現在、その日数内で支払いはされているものと思いますが、国や県、他の市町においても、近年の経済情勢や請負者側の負担軽減の目的で10日から2週間ほどで

の早期の支払いがされている実情がございます。本町でも早期に支払いができないかお尋ねいたします。また、国や県、他市町のように部分払い制度、これは請負金額の90%までを支払える制度のさらなる活用、中間前金払い制度、これは請負金額の60%までを支払える制度の導入ができないかをお尋ねいたします。

続きまして、三点目でございます。定住促進に特化した施策についてです。本日の以前から一般質問等で企業誘致、定住促進、ベッドタウン化等の質問がっておりますが、企業誘致については適地がない、誘致は難しいとの答弁がっております。このままでは人口減少に歯止めがかからないと感じます。そこで、本町でも生活の利便性を向上させるような特化した施策に大きく方向転換していくときに来ているのではないかと感じます。時津町などでは、県の都市開発公社等が商業施設用地や住宅用地を開発しています。大型の商業施設や宅地の分譲の開発等を官民一体となり、誘致等を促進させていく方策を考えるべきだと思いますが、町長はどうお考えになりますか。以上、三点をお尋ねいたします。

町長 ただいま毛利議員からは、3項目にわたって質問をいただきましたので、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず、大崎公園交流広場の今後の利用についての質問でございますが、平成26年度における川棚町ホッケー協会への町からの補助の内容は、協会に所属するホッケーチームの国体出場へ向けた強化策に対して、支援を行ったものと。もう一つは、次世代のユース、ジュニアの育成と新たなジュニア層への底辺拡大を目的に実施したホッケー教室の開催に対して行ったものでございます。今回、国体が終了し、チーム強化のための支援に対するものは、ここで一応終了するという事で、予算計上をいたしておりませんが、国体の開催の目的の一つには、ホッケーでのまちづくり、いわゆる国体開催を契機に整備した大崎自然公園交流広場を活用し、ホッケー競技をメインにおいたスポーツ合宿の誘致による交流人口拡大を考えており、国体終了後も国体をきっかけに町民に認知されたホッケー競技の振興を図っていき、さらなる積極的な利用を検討していかなければと、このように思っているところでございます。したがって、引き続き、ホッケー競技に関しては、川棚町ホッケー協会、長崎県ホッケー協会と連携を図りながら、積極的な振興を図っ

ていきたいと考えております。さらに、この施設の利用率の向上のためには、ホッケー競技人口の拡大、チーム数の増加、大会の開催などが必要になると思います。利用率の向上のためにも川棚町ホッケー協会への支援は今後も継続して続ける必要があると思います。

また、②の質問についてでございますが、川棚町ホッケー協会の主催する大会、競技会、講習会、教室など、広く底辺拡大につながるものに対しては、積極的に取組んでいただきたいと思いますと思いますが、施設の利用については、指定管理者の所管になりますので、指定管理者である川棚町観光協会との協議が必要になりますが、施設利用料の減免、無料化については、協議、検討をしていきたいと考えております。

次に、本町の入札契約制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、第一点目の質問であります最低制限価格の引き上げについては、平成24年12月定例会における入札制度の改善に関する決議において掲げられており、このことにつきましては、副町長を委員長並びに関係課長を委員として設置する川棚町指名競争入札業者選定委員会において、毎年、審議が行われており、その結果、平成26年11月の当該委員会において、最低制限価格の上限を10分の9に引き上げるとして方向付け、平成27年度に具体的な取り扱いについて、調査研究を行い、平成28年度で実施するということが決定がなされております。私といたしましても、この業者選定審査委員会の審査結果を尊重し、平成28年度から引き上げることで、今後、事務を進めるよう担当課に指示をしているところでございます。この最低制限価格の引き上げにつきましては、単純に上限を10分の9とするだけでなく、細かな算定式をどのように定めるかについては県内においてもまちまちであり、本町において、どのような方法とするかは、平成27年度において調査研究を行う必要があると判断しておりますので、その点についてご理解をいただきたいと思います。

次に、二点目の発注の遅れについてであります。議員ご指摘のとおり、町ホームページにおいて公表している平成26年度の発注予定工事情報調書における発注予定工事について、入札予定時期が経過し、あるいは到来しながら発注が遅れている工事が発生しております。私といたしましても、大変、遺憾に思っているところであります。原因といたしましては、工事の施工に

あたって関係地権者との用地交渉に不測の時間を要したことによるもの。大規模な工事発注にあたり、地元企業の受注機会の確保を図るため、入札方式として条件付総合評価落札方式を採用した結果、県担当課との協議、調整並びに入札執行から決定までに不測の時間を要したことなどによるものであります。当初、予定していた工事工法について、地元から工法変更の要望があったため、工法の変更並びにそれに伴う設計変更に不測の時間を要したことによるものであります。また、当初、工事を予定しておりましたが、現地の状況により、工事の必要性がないと判断し、工事の発注自体を見送ったことによるものでありまして、様々な要因によるものであります。これらにつきましても、発注予定を公表しておきながら発注の遅れ、つまりは事業に停滞を招いてしまったものであり、住民の皆様並びに建設工事業者の方々に対してご迷惑をおかけし、発注者としてその責任を真摯に受け止めている次第でございます。今後は、公共工事の発注において、工事発注の年間計画等をより綿密に計画し、発注施工時期等の平準化を徹底してまいりたいと、このように考えております。

次に、三点目の請求後の早期支払いの件であります。40日以内の支払いは政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律第6条第1項に、適法な支払い請求を受けた日から工事代金については40日以内の日としなければならないと規定されており、同法第14条では、この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用するとされております。この規定により、長崎県では、長崎県建設工事標準請負契約書が定められており、本町においても、この契約書により建設工事請負契約書を取り交わしているところであります。この契約書の第32条第2項にも請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならないと規定をされております。また一方では、地方自治法第235条の4に、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、もっとも確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならないと、このようにも規定されております。したがって、今後も歳計現金の運用等を考慮し、政府契約の支払い遅延防止法に関する法律に抵触しないよう、支払っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。さらに部分払い制度のさらなる活用、中間前払い金制度についてであります。これについても平成26年11月の業者選定審査委員会

において審議され、今後の方針として従来の前払い制度をさらに補完する中間前払い制度を平成27年度から導入するということが決定がなされております。このことについても、この制度導入は、低額の補償費で出来高確認等の事務の省略化も図られ、建設業界の資金調達の改善にもつながることであることから、この審議結果を尊重し、平成27年度からの導入について事務を進めるよう指示をしているところであります。防災、減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増す中において、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがあると、近年、懸念されております。公共工事の品質確保と、その担い手を確保することは、これから本町においても一層重要になってまいると認識をしており、厳しい財政状況の中ではありますが、こういった改善は少しずつでも図ってまいりたいと考えておりますので、そういった姿勢であることについてご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

三点目の定住促進に特化した施策を、の質問にお答えいたします。

まず、商業施設の開発等の促進については、平成26年6月の定例会の一般質問において、小谷議員から商業施設の誘致に努める旨のご提言をいただき、その折の答弁として、商業施設の誘致に関しては、国、県の補助制度もないため、本町の厳しい財政状況を踏まえると商業施設の進出を促すような単独の支援策の創設は難しいこと。商業施設の進出は、交通アクセス、地域のマーケティング、適地の確保など、綿密に調査分析し、投資額に見合う採算性を見越し、企業自らの商業的な企業戦略により行われるものであり、そうしたノウハウのない本町においては、積極的に商業施設の誘致を図ることは困難であるということから、商業施設の誘致を行うことは考えていない旨をお答えしており、現在もこの考え方に変わってはおりません。

また、宅地分譲の開発等を促進させる方法についても、本町が平成23年3月に定めた第5次川棚町総合計画において、住環境の充実項目の中で課題として、定住促進のための優良な宅地の供給が求められていますということ掲げており、その施策としては、適切な開発指導のもとに民間による良好な宅地の開発を促進しますとしているものであり、現在の厳しい財政状況にあっては適切な開発指導のほかに、宅地開発等を促進させるために、財政支出を伴う積極的な支援策を行うことは大変厳しいと言わざるを得ない状況に

あります。

具体的にご提言いただいた商業施設や宅地分譲の開発等を促進させる方策を考えるべきではあると思いますが、「思うが」ということに関しましては、以上のような答弁とさせていただきますが、質問事項の表題にある定住促進に特化した施策をとということにつきましては、これから策定してまいります川棚町版の「まち・ひと・しごと総合戦略」において、最優先で取り組む施策として具体化すべき事項の一つであると認識をいたしております。このことにつきましては、これからの戦略策定作業の中で施策としてとりまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

6 番 毛 利 思いのほかといたらあれなんでしょうけど、前向きなご答弁をいただきまして、あまり再質問もすることがなくなってきたんですけれども、まずですね、大崎のホッケーコートの件なんですけれども、活動補助金、またそれに代わるかたちで助成の継続を続けていただける、振興を図るということで、前向きにご答弁いただきましたので、よろしくお願ひしたいんですが、その中で2番目に上げてますですね、ホッケーコートの無料化ということで上げているんですけれども、先ほど答弁の中で、指定管理者と協議の上、減免化、無料化ということでご答弁されたかたと思うんですけれども、今でも減免措置はあるんですね。半額程度になるような登録制なんですけれども、登録をすることによって半額程度になるような減免措置はあるんですけれども、それではなくて、私が申したいのは無料化をお願いしたい。というのは、減免されてもですね、負担は選手の皆さん、子どもたちであって、それを無料化にさせていただきたいというのが一つあって、減免ではなく無料化ということで私は質問したつもりでございますので、無料化の可能性についてお尋ねしたいと思っております。

町 長 先ほどの答弁に関して、今議員の方からはホッケー協会の補助器のことに触れられましたが、これはあくまでも事業計画を提出してもらって、そしてその事業が効果的であるかどうか、そういったことを判断しながら補助金を交付するかどうかの判断になろうかと思っております。したがって、今現在、川棚町ホッケー協会にいくら助成するというような予算の編成はいたしておりません。そのことはご理解いただきたいと思っております。それから、ホ

ッケー協会が使う場合には、使用料を一部減免ではなくして、無料にしていただきたいというようなご質問でありましたけれども、これにつきましては、先ほども言いましたように指定管理者と協議をいたしまして、結論を出したいと思っております。以上でございます。

6 番 毛 利 町長は、この川棚町をホッケーの町として位置付けて、今後活気づけていこうというお気持ちはありますか。

町 長 それはこれまでもそう思って国体にあたってまいりましたし、そのことはこれからもそのように考えております。以上でございます。

6 番 毛 利 であるならばですね、ぜひこういった社会人チーム、ジュニアチーム等の活動に対してはですね、ぜひ積極的なご支援をと思ひまして、当然、事業計画を出して、それを審査の上での補助決定ということですので、前年等同額程度とか、多少下がったとしてもですね、それなりの措置をしていただければ十分結果として無料で使えるような助成のやり方ができるんじゃないかと思ひますので、ぜひその点はですね、前向きに検討をしていただきたいと思ひます。次に移ります。

2つ目のですね、入札契約制度につきましてですけれども、これもですね、一つ目の最低制限価格の引き上げについては28年度で引き上げるということですので、私も再質問することがございません。あとですね、2番目に上げています公表されている発注予定、この分が遅れているのではないかとということで、理由といたしまして関係地権者等々の協議と申しますか、難航されているのかどうか、そのあと7次拡張事業の分ですね、水道事業の分の入札方式がですね、今回、地元との企業体方式ということで、発注をされていますので、そのへんの事務手続き等、時間がかかれたのかなというのも十分承知をいたしております。これ以外にもですね、例えば、原因がなからうか、可能性がなからうかということで、何か担当課なりえられるのかなと思ひて私、今回質問をしているんですけれども、例えば、そういう職員さんの人員配置の問題であるとか、特に今年は事業が大きいとか、そういったところもあったでしょうから、そういった職員の配置の問題とか、そういったのもなかったのかというのが少しあったのでお聞きしたんですけれども、そのへんは問題なかったんでしょうか。

町 長 お答えします。常に効率的な事業を行うためには、職員の適切

な配置をするということは考えながらしておりますけれども、今回、特に平成26年度につきましては、町制施行80周年記念事業、あるいは国体の本番を開催したところでございまして、全職員がそういったところにも勤務をいたしましたことも背景にはあるようでございます。特に、人員配置問題についてはなかったと、このように認識をいたしております。以上でございます。

6 番 毛 利 ご事情は分かりました。今期ですかね、例えば、下水道事業に関して発注の遅れが見られるということで、私も公表分を見たんですけれども、それなりに遅れていると。繰り越しをされて、発注をされるのかなと思うんですけれども、これは補助金事業ですから、例えば今年遅れを生じて、遅れることはあると思うんですよ。地権者との協議とか、事務手続きということで遅れることは致し方ないとして、その遅れがですね、出た場合に、今年度繰り越しをしますということになると、翌年度がですね、その分が予算が減るんじゃないかなと。例えば、事業費なんですけれども、ある一定のペースで今まで事業をされてきて、繰り越すことによって次年度にその影響が出て、次年度予算が減っていくというようなかたちになっていくんじゃないかなという懸念がありますので、それで先日、産業建設文教委員会で商工会と意見交換をしたときもそういった話をしましたし、そういった遅れが出た場合に次年度に影響するような事業がなってしまうと、それは本末転倒と言いますか、非常に懸念されましたので、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけど、そういった事情はないでしょうか。来年度予算が落ちる、下がるということですが。

町 長 事業の遅れによって、一部事業を来年度に繰り越しをすることにつきましては、今議員もおっしゃったように、私も冒頭の施政方針の中で述べたとおりでございます。したがって、職員のできる仕事というのは、ほぼ決まっておりますので、当然、この事業が繰り越すことになると、やはり議員からご指摘があったような事態は生じてくると思います。新年度予算につきましては、今議会でご審議をいただくことにいたしておりますので、その中でご判断をいただきたいと思います。以上でございます。

6 番 毛 利 懸念されている部分がそことして、落ちるということですので、そのとおりになってしまうのかなと、そう思ってしまうんですけれども、や

はり今アベノミクス効果といいますか、事業の予算がとりやすいとか、私はいろいろ詳しいことは分かりませんが、とりやすいとかそういう状況があるなら、事業をですね、コンスタントにある一定規模でずっと毎年コンスタントにやっていくという、効率よい事業運営が良いのかなと思うんですけども、1回そこでひずみとは言いませんけれども、遅れが生じて、今後そういった影響が出ていくというのであれば、なかなかそういった事業自体もですね、全体的に遅れがそこで出てきたりということがあるかと思しますので、極力、そういった遅れとか、事業費の削減的なものはない方が私は望ましいと思っております。今後ですね、特にこういった下水道事業とか水道事業というのは、私たちの生活に直接かかわる部分でもありますし、そういった予定どおり計画どおりの事業運営ができるようになさってほしいと思います。

それとですね、3番目なんですけれども、完成払い金の件なんですけれども、これは契約書上でもですね、請求の40日以内ということであっています。40日以内に支払いはされていると思えますけれども、国や県、他市町においてもですね、最近では10日から2週間といった早いスパンで支払いをされているという実情が私も確認をいたしましたけれどもされております。これは全国的にもですね、同じ建設工事執行規則ですね、どの契約書を見ても40日となっているんですね。なぜ川棚町だけができないのかということなんですけれども、歳計現金の運用ですか、おっしゃいましたけれども、よそができることがなぜできないのかという、単純な疑問ですね、これが一つあるんですけれども、そういった歳計現金の運用、これがどのぐらいの利益があるのか、効果があっているのかという、検討はされているのでしょうか。

町長 お答えします。歳計現金の運用につきましては、これは会計管理者の方で運用をしていただいておりますので、できるだけ有利な方法で運用するというのが会計管理者の務めでありますので、そういった考え方で運用をしていただいております。したがって、そういった中で、今議員がおっしゃっているような40日以内を早めに支払いを起こすことにつきましては、やはりそういった中での計画が必要でございますので、今議員がおっしゃっているように、他の市町ですでにできておりますので、今後、検討していきたいということ考えているところであります。

6 番 毛 利 前向きに検討していただきたいと思います。条項ですけれども、40日以内であればいいんですけれども、裏を返せば次の日でもいいわけですよね。40日以内であれば。そういった柔軟な対応をしていただきたいなと。やはり請負業者側と言いますのは資金繰りなんかの苦勞もありますし、国も挙げてですね、このへんは早期に支払うようにということで動きが起きているので、ぜひ検討をされて、本町でも早期に支払えるような体制をとっていただければと思います。確認ですけれども、中間前金払いは27年度からということによかったですかね。はい。次に移ります。

定住促進に特化した施策ということですが、時津町は国道206号日並バイパスというんですかね、今、時津町の方で県の土地開発公社が開発をされているところがありまして、大型のショッピングセンター、飲食店など、ほとんどが買い物、飲食のお店、その裏側に工業団地がありまして、その横に住宅地の開発がされています。この国道日並バイパスということなんですけれども、町長は行かれたことはありますか。

町 長 あります。

6 番 毛 利 行かれると分かれると思うんですけど、道も広くて、両脇に大きな商業施設が立ち並んで、壮大なんです。今、先ほどから地方創生とか、そういった定住促進という話がずっと出てきているんですけれども、この川棚に何が足りないんだろうと思ったときにですね、商業施設のようなお店といいますか、大型のですね。ああいったのがやっぱりないというのは、他の町民に聞いても言われるんですね。あそこまで大規模に開発してというイメージは川棚町ではわからないんですけれども、ただ町が直接開発工事はできないという面もあるかと思いますが、先ほどからお話が出ている自然を愛しくらし輝くまちを目指すのであれば、こういった定住化策、何らか町が関わっていけるような事業がないかということで、この質問を上げているわけですが、町が先頭に立ってするというのは、なかなか難しいかなと思うんですけれども、こういった大型の商業施設、飲食店、そういったところが誘致なりできればなど、そういった思いで質問をしています。町長はこういったお店は川棚町に必要と思われますか。

町 長 お答えいたします。先ほど、毛利議員から時津の工業団地は知っているかというご質問がありましたが、実は、事前に通告をいただいてお

りましたので、この前行ってまいりました。そして、あそこは長崎県の土地開発公社が埋め立てをしたわけでございますが、平成9年頃から着工をされておりました、そのあと地価の下落、工事費の上昇等の影響があって、工業団地としては誘致が難しいんじゃないかという状況になりまして、その後、地元の住民などを集めての協議会が開催されまして、そして商業施設、準住宅施設に用途変更で変えられております。そういったことで、現在、国道の海側は商業施設としてなっております、大きな、いわゆる大型店舗が進出してきておりました、大変、賑わいをみせております。その背後に住宅が建設がなされている状況でありまして、これが35年度完成の予定だというふうに聞いております。

議員がおっしゃったように、川棚町においてもそういった県で工業団地、あるいは住宅団地、あるいは商業団地を建設してもらえば、大変効果的であるというふうに思っているところであります。以上でございます。

6 番 毛 利 県で開発していただければということをおっしゃったんですかね。なかなか県がそうやって自らと言いますと、港湾とか、そういった海側の用地しかないんだろうと思いますし、例えばですけれども、波佐見町であったのは町営の工業用団地を開発されました。あれは町が土地開発公社に委託をして開発をしていただいたと言いますかね、委託をされて出来ているんですけど、もともとの土地が誰のものであるとか、そういったこともあろうかと思うんですけれども、県が自ら開発をして、公社がしてというのは、おそらく海側でしかないのかなと。海岸側しかないと思うんですよね、県有地がほかにないですから。なので、川棚町で考えると、今港湾ができていますからあれですけれども、県がするということは、おそらくないだろうと。なので、町が例えばですね、土地を準備して、その開発をしてもらうというようなかたちになろうかと思うんですけれども、そういった可能性も含めながらですね、先ほどから栄町商店街の活性化とか、そういったお話も出ています。これは一つ切り口を変えて、その本町に足りないものは何なのかというのを考えたときに、そういう生活の利便性である。基本は衣食住だと思うんですよね。生活のしやすさから言うと、衣食住という、この言葉が基本なんじゃないかなと思いますから、例えば、そういった大型店の買い物がしやすいとか、そういった環境を整えてあげることが一つの定住促進になるの

かなと思います。答えは出ないんですけれども、今後、本町が自然を愛しくらし輝くまちを提唱していくのであれば、住みやすい環境を整えるということが定住促進、また人口を極力減らさないというような施策といいますかですね、そういうビジョンでやっていただきたいと思いますので、このへんの可能性がもしあれば、そういった開発行為、開発でもですね、可能性があればチャレンジしていただければと思います。これ以上は答えをいただけませんからこれで終わりますけれども、ぜひ今後期待して待っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

(1 5 : 4 3)

議 _____ **長** ここで、時間延長いたします。

(1 5 : 4 4)

議 _____ **長** 次に、田口一信議員。

1 2 番 田 口 1 2 番、田口です。2 項目について質問いたします。

第 1 項目目は、ふるさと応援寄付金についてでございます。まず (1) としまして、本町においては平成 2 6 年度から 2 万円以上のふるさと応援寄付金を寄付された人に対しまして、町から 5 千円相当の本町特産品等を贈呈する制度を創設されております。まだ平成 2 6 年度の年度途中ですけれども、現在までの状況で寄付の件数、金額等は前年に比べて増加しているのかどうか伺いいたします。

(2) としまして、この制度により贈呈される特産品等は、寄付者が選択できるようになっていますが、その品目を申し上げますと、まず一つは長崎和牛すき焼き用肉 6 0 0 g であります。2 つ目の品目は、長崎和牛ミニステーキ用肉 2 2 0 g とカルビ 3 0 0 g のセットであります。3 番目の品目は、小串トマトドレッシング、アスパラガスドレッシング及びトマト鍋スープのセット、4 つ目の品目は、期間限定ですけれども、小串トマト 4 k g ということです。5 つ目の品目は、町内 6 カ所の宿泊施設のうち、1 カ所を選んでいただいて、5 千円割引をしますということでございます。ただしこれは、この 5 千円割引は発行から 1 年以内のご利用に有効というような品目になっております。私は考えますに、贈答品等の送る制度をもっと魅力あるものにして、寄付も増え、なおかつ本町の特産品等も多く売れるようにするべきではないかというふうなことを考えるわけです。その制度の改善のためにはで

すね、贈呈する特産品等の品目をまづもっと増やすこと、それと同時に2万円以上の方に1品差し上げるというその一段階だけではなくて、2万円以上の人には1品、4万円以上の人には2品、6万円以上の人には3品などというように、段階を増やして差し上げる品目数を増やすというふうにした方がよいと思います。そういう改善をした方がよいのではないかと思うわけです。それと、現在は2万円に対して5千円というふうな割合なんですけれども、もっと2万円に対して1万円とか1万5千円とか、内容を充実することも必要ではないかと思います。このような制度の改善について、どのようにお考えかお伺いいたします。

三点目ですが、そもそも論を言いますと、この制度を多くの人に利用してもらうということによって、本町の特産品等が売ればよいのだというふうに割り切って考えるならば、いただいた寄付金の全額相当分を贈呈するということも考えていいのではないかというふうなことを思います。この点についてのお考えをお伺いいたします。

四点目、今言ったような観点から考えた場合には、この制度の所管課については、現在は企画財政課が所管しているわけですが、このふるさと応援寄付金の制度については、町内の特産品等の生産者と普段から幅広く接触のある産業振興課が所管する方がよいのではないかと思います。なお、産業振興課は別の課に組織替えになるようありますので、その担当課ということになるのではないかと思います。なお、以上が通告したとおりの質問でありまして、通告したとおりの質問をいたしますが、さらに私がいろいろと、このふるさと応援寄付金について調査し、考えてみたのですが、そういう中でふるさと応援寄付金の制度自体に疑問を感じる点もございます。そういう意味では、今三点目に申し上げたことなどは、そのままでよいのかなという疑問も無きにしも非ずというふうな点もございます。それは町長の答弁を聞いて、再質問の中で議論をしたいと思っております。

2項目目ですが、地方創生における基本的価値観について、これは2人の議員からご議論がありましたが、少し異なった観点から議論をしてみたいと思います。

昨年成立をいたしました「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、町に

においては努力義務ですけれども、平成27年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することになっております。この創生という言葉ですが、私の持っている辞書には載っておりませんので、その創生という意味が、いまいちよく分からないのですが、と言いますか、創る、生まれるというように、他動詞と受動詞をくっつけた変な言葉だと思えますけれども、法律でどのように定義されているかと言いますと、「まち・ひと・しごと創生」という言葉を一つの言葉としまして、その定義は「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」及び「地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進すること」というふうに定義されております。非常に長い定義です。そして、なぜそういう施策を実施するのかという目的としては、「わが国における急速な少子高齢化の進展に適確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため」と書かれております。非常に総花的表現で分かりづらいのですが、それでも人口が多いことが活力あることというように読めるわけであります。そこで、私はその基本的価値観、人口が多いことが活力あること、しかもその基本的価値観は、これまでほとんど全国民に共通する価値観であったろうと思えますけれども、そういう価値観自体をこれから考え直すことが必要なのではないかなというふうなことを考える次第でございます。たしかに、人がいなければ社会は成り立ちませんので、大事なものは人口増というふうなことは、結局は人口維持ということになるのではなからというふうなことも思えますけれども、今いちそこらへんを考え直してみる必要があるのではないかと思います。そうしますとこれは、政治や行政の役割は何なのか、あるいは今生きている私たちはどう生きていけばいいのかというような、哲学的な疑問にぶちあたってくと思われそうですが、要は、これから私が言いたいのは、これから町の総合戦略を考えるにあたって、本町の基本的価値観を人口増ということではなくて、今生活している町民の暮らしの質の向上、そういうことに置いたらどうか、すなわち今生活している町民の暮らしの質の向上ということとは、町民の安心感とか、快適感とか、充実感、そういったことだと思えますし、それをもう少し詳しく言えば、安心感という

のは、仕事や健康医療や子育てや老後や防災など、快適感というのは環境など、充実感というのは心の問題だと思いますので、ボランティア活動とか文化活動など。こういうようなことを基本的価値観に据えて、今生活している町民がいかに活発に、しかも心豊かに幸せに生きていけるかという観点から総合戦略を考えるべきではないかと思うものでございます。町長のお考えをお伺いいたします。以上、2項目について質問いたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 質問の途中ですけれども、ここで休憩をして、そのあと町長の答弁を受けたいと思います。

(1 5 : 5 4)

(…休 憩…)

(1 6 : 0 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

町 _____ **長** 先ほど、田口議員から2項目の質問をいただきましたので、まずふるさと応援寄付金についてのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、四点質問をいただいておりますが、まず一点目の特産品の贈呈制度をスタートした平成26年度の状況であります。今年1月末時点において、本町にふるさと応援寄付金をいただいた町外の方は25件、金額にして88万円という状況であります。平成25年度一年間の実績が7件、金額にして40万円でありましたから、件数にして18件の増加、金額にして48万円の増加であり、贈呈制度を創設したことにより一定の効果があつたことが認められ、今後もいろんな方法によりPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、特産品等の品目を増やすことについては、今年に入ってから下組地区において地元生産者で組織する長崎文旦の会から、生産している文旦、ざぼん、ぽんかんなどの柑橘類について、特産品の品目に加えてもらいたいとの申し出があり、本町における特産品として適当であると判断されましたので、特産品の品目として加え、ホームページやチラシにも追加を行っているところであり、現在6品目となっているところでございます。この特産品返礼制度を設けるにあたっては、基本方針として次のことを掲げ制度を設けたものでございます。

一つ目が、川棚町の特産品であり、川棚町において生産されているものであること。

二つ目が、まずは川棚町地域内の特産品に限定することとし、地元特定企業、特定店舗の商品等の採用は見合わせること。

三つ目に、寄付者の希望に対し、すみやかに返礼するため、安定的かつタイムリーに調達、手配が可能であること。

したがって、特産品でありながら集荷のシステム上、他市町の商品も、あるいは物産も交じってしまうという理由から採用することを見送った品目もございます。また、生産が不安定で、寄付者の希望に適時に応じられない恐れがあるということで採用を見送った品目もあります。このように本町特産品として、信頼性があること、品質調達の安定性があることという要件は、寄付者の希望に迅速に対応することはもっとも大事であるため、そうした要件は今後も品目として採用する場合の基本にしたいと考えております。

次に、寄付額の段階別に品目数を増やすことについては、平成26年度の実績を検証して検討してまいりたいと、このように考えております。

もっと金額を上げるということにつきましては、このふるさと納税制度について、今年度中に3つのことが国から要請として示される予定でありますので、ここで説明をしておきたいと思っております。

まず一点目として、特別控除額の拡充が行われます。これは特別控除額の増減を個人住民所得割の1割から2割に拡充するという措置であり、これによってふるさと納税の増収を図るというものであります。

二点目として、返礼品について、寄付控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請があります。これは、ふるさと納税が経済的利益の無償の供与であること。当該寄付金に通常の寄付金控除に加えて、特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税にかかる周知、募集等の事務を適正に行うよう総務省が地方団体に対し要請するというものであります。これによって、具体的には返礼品の価格や、返礼品の価格の割合の表示はしないようにということ。換金性の高いプリペイドカード等や高額または寄付額に対し、返礼割合の高い返礼品を慎むことの要請であります。本町における返礼品制度の創設に当たっては、ほぼ同様のことが望ましいと判断し、現行の制度とした

ものであり、したがって議員が提言されているような金額の増額、全額相当分にするということについては考えておりません。

最後に、所管課は産業振興課の方がよいのではないかということでありましたが、ふるさと納税制度の本来の趣旨、総務省が発出する予定である良識ある対応の要請を鑑みた場合、議員が提言されている特産品が売ればよいという方向に転換することは好ましくないと判断しておりますし、寄付による財源確保と、その適正管理という見地から、現行どおり財政所管課である企画財政課が所管することが適当であると考えております。

次に、地方創生における基本的価値観についてのご質問にお答えいたします。先ほどの福田議員、山口議員の一般質問でもお答えしておりますが、今回の「まち・ひと・しごと創生にかかる総合戦略」の策定は、国では高齢化の進展に適確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって日本社会を維持していくための基本的方向などを策定するためのものであり、市町村においても、この施策を国と一体的に進めるために、地方版総合戦略を作成することとなっております。そして、先ほど山口議員の質問でもお答えしましたが、国が示した基本目標としては、地方における安定した雇用を創出する。地方へ新しい流れを作る。若い世代の結婚、出産、子育てへの希望を叶える。時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。であり、これらに対応するものを市町村の地域課題に基づく適切な目標を策定し、その実現達成のためのそれぞれの施策を盛り込み実施をしていくこととあります。そもそも、この地方創生が叫ばれてきた背景には、日本ではすでに人口減少の局面に入っており、このまま東京一極集中が進み、若い世代が出生率の極めて低い都市圏へ流出することになると、さらなる人口減少につながります。また、都市圏への人口流出による地方の人口減少は、地域経済の縮小を呼び、その縮小が人口減少を加速化させ、その結果、地方は疲弊していき、さらには日本全体が衰退していくことが懸念されております。そのようなことから、都市圏から地方へ人口を移転させ、日本全体の出生率を上げることで元気な日本を維持していこうと、そういった考えでありますし、それを実行するためには、国も地方も同じ目的を共有し対応していくことが必要になります。その方法として、地方

に人を呼び、仕事を作り、安全で安心な生活が営まれる環境を整備することが必要とされたもので、その目的を達成するために地方の実情に応じた戦略を立て、実際の政策を立案するものでございます。町においても、今回の地方創生の基本的な目的は、人口を増やすこと、増やすことができないまでも、人口減少を最小限にとどめることを目的とするものであり、その目的に近づくために取組む施策としては、当然、直接的な企業誘致や大型の商業施設など、働く場所の誘致だけでなく、地元で安心して子供を産み、子育てができる環境の整備などや、そこに住みたいと思うような医療の充実、文化の充実などの施策を考え、戦略に盛り込んでいくことが重要だと考えられております。これから国の総合戦略、県の総合戦略を勘案しながら、町の総合戦略を立てていくこととなりますので、今回、具体的な数値による政策管理、評価を求められる中、非常に概念的な事項での計画をどういった内容で盛り込んでいくか、政策を策定していくうえで十分検討する必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番田 口 それでは、ふるさと応援寄付金について、さらにやや突っ込んで質問をいたします。

先ほど私が少し問題意識があるということを申し上げましたが、それについてはただいま説明がありました国から方針が示されたという中に、ある程度答えが出ているようなこともあるようでございますので、そこらへんを私の考えを申し上げますが、このふるさと応援寄付金について、単純にお金と物とのやり取り、すなわち売買という観点から考えてみたらどうなのかというふうなことを思ったわけです。と言いますのは、平戸市などは昨年は全国1位、12億円あまりの寄付金を集めたということなんですけれども、それは全国の人が平戸市が魅力があるから平戸市に寄付をしたいというよりも、お返しの品がよいから寄付をしたということだろうと思うんです。そういうように、お金と物とのやり取り、すなわち売買という要素があったのではないかと思います。そうした場合に、現在、川棚町が2万円の人に5千円の品を送りますとなっていますけど、逆に言うと5千円の品を2万円で売っているということですからね、これは買う側にとっては魅力はないということになるわけです。さらに言えば、本当に5千円の品かなと、3千円ぐらいじゃないかなという感じもするんですけれどもね、送料を入れれば5千円という

ことぐらいかなと思います。そういう意味で、お金を出す側は魅力がないんだから、それなら一層、2万円で2万円の品物を買ってもらったらどうかと、結局そのお金は町内の業者に落ちるわけだから、町はその業者からの住民税というかたちで一部戻ってくるという考えでよいのではないかという意味で先ほどは質問をしたわけでありませう。しかしですね、私が問題があると言ったのはですね、こういうことなんです。寄付金控除のことなんです。川棚町民が平成25年度、先ほど25年度は40万円の収入、町内を入れるともっとあると思うんですが、25年度は40万円の寄付をもらったということです。逆に25年度に川棚町民がよそに対してどのぐらいの寄付をしたのかということをお考えますと、実はこれは、町に対する寄付も含んでいるんですが、全部町外と考えて議論をしたいと思いますが、25年度にどのぐらい寄付をしたのかは12件で82万3,750円なんです。これによって川棚町民税のその住民が町民税の控除を受けた額が28万4,030円です。町民税の控除が28万4,030円ということになっておりまして、寄付額の34.5%を町が負担しているということになるわけです。こういった控除額の割合は人によって差がありますけれども、もう一回言います。川棚町民がよ所に寄付した金額が82万3,750円、これによって川棚町の町民税を控除を受けた額が28万4,030円、すなわち寄付額に対して34.5%が控除を受けているということになるわけなんです。すなわちその人が寄付したその金額の34.5%は町が負担している。実は県民税の控除もありますので、県民税の控除額は18万9,354円で、23%の額です。寄付した額の。合計すると寄付した額の57.5%を町民税と県民税で負担をしているということになるわけなんです。したがって、これは人によって差がありますが、一番大きな割合の人は、3万6千円の寄付をいたしておりますが、町民税で1万8,318円の控除を受けています。県民税で1万2,212円の控除を受けています。すなわち寄付額に対する町民控除額の割合は51%、県民税控除額の割合は34%、合計84%の割合なわけなんです。これに所得税の寄付金控除を入れるとすれば、仮に所得税の税率が10%だったとした場合、この人は3万6千円の寄付をしたけれども、そのうちの95%は国県町の負担だったということになるわけなんです。お礼がもし3万6千円を寄付した人が全額相当分の品物をお礼の形で受け取っているとすれば、その人の3万6千

円の買い物を国県町で負担したということになりますし、お礼がまったくない純粹な寄付だったとしても、実はふるさと応援寄付金のかたちで本町のお金がほかの市町村に流れていったと、こういうことになるわけなんです。実は、ふるさと応援寄付金が最近注目されているというのも、こういうように本人の負担が小さいということも一要因であるというふうに私は思います。さっき2万円で5千円の品は高すぎるんじゃないかと言いましたけれども、実質的にその人が95%もの控除を受けるとすれば、その人は2千円で5千円の品物をもろうということになるんですね、非常に有利ということもあるわけです。ですので私は、この制度がお礼の品などがあまりにも華美になってエスカレートするのは問題ありじゃないかというふうなことを考えるわけなんです。そういう意味で私が申し上げたのは、私は全額贈呈でもいいんじゃないかとは思っておりますけれども、そのあまりにもエスカレートさせるという趣旨で、あまり適当でないんじゃないかというふうなことを思った次第でございます。この税制の仕組みをどうすればいいのか、私はその控除を10%から20%に上げると言いましたけれども、それは逆じゃないかと。むしろ控除の率を減らす方がいいんじゃないかというふうなことを思うわけです。そうしないと、よりエスカレートしてしまいうし、何か寄付金のかたちで自治体同士がお金を取りあっているような状況になっているように思うので、私は本来の制度の趣旨ですね、自分が応援したい自治体に寄付をするという本来の趣旨で運用がなされるよう税制とか、考えられるべきじゃないかと思っております。しかし、税制をどうすればいいのかというふうなことを。

議 長 田口議員、町長に対しての質問です。

1 2 番 田 口 それでね、今問題点を言っているんです。税制の問題もありますが、この制度がエスカレートしていった場合には、本町の町民がほかに寄付する金額が大きくなっていった場合には、控除額の方が入ってくる金額よりも大きくなるという、赤字になるという金額もあり得るわけです。このお返しをどうするかというのは先ほど言いましたように、各自治体の考えなので、どのようにすればいいのか、規制をすればいいのかって、なかなか難しい問題なんですけれどもね、だから趣旨に沿った運用をということで、国もそういう指示を出してきたんだと思うんですが、そういうようにエスカレートすれば、かえって赤字にあるということなんで、これは決して甘い考えで

対処するわけにはいかないというふうなことを思うわけです。だから全額品物で返したらどうかという議論も先ほどしたわけなんです。そういう諸々問題ある制度についてですね、どのように考えられるのかというのを、基本的にどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

町 **長** お答えいたします。まず、このふるさと納税制度が創設された背景には、地方の財源の確保を図ろうということが目的で、税制としてまず採用をされております。それはどうしてかと言いますと、地方の若者が都会に流出して、そして都会で稼いで、都会に税金を払うということで、税収が都会の方に偏ってしまうわけです。これを何とか地方に還元できないかということで、このふるさと納税制度が創設されております。例えば、2万円東京に住む若者が2万円川棚町に寄付をいたしますと、東京都の都民税が1万8千円減額になります。そして現在、川棚町では2万円寄付された方に対しては、5千円相当の品をお返しをしておりますので、プラスマイナス3千円のメリットが寄付をされた方にはございます。そういった制度を利用して、今例えば平戸市では返礼品制度を設けております。そもそも一番の原点に戻りますと、返礼品制度を想定しての制度構築ではなかったものですから、やや今当時制度を創設した趣旨と若干違ったような展開になってきておまして、そういったことからこの返礼品制度が華美にならないようにということで、このたび総務省から要請があるというふうに情報が入ってきております。したがって、そういったことを考えますと、今の川棚町の制度は、より当初の目的に沿った制度構築ができていないんじゃないかと、このように一定の評価はいたしております。以上でございます。

1 2 番田 口 基本姿勢は、あまり華美にならないようにと、ただそれでもできるだけこの都会に出て行った人たちにも、川棚町にご協力をお願いしたいという協力は強くして行ってもらいたい必要があるというふうなことを考えるわけでございます。

それで本来の趣旨に沿った運用がなされているというようなことで、よかろうと思いますけれども、それで参考までに聞きたいのですが、この寄付をするときには、寄付の目的がですね、スポーツの振興に資するとか人材育成とか、魅力ある観光地とか、地域福祉の向上、そういったような用途に使わせていただきますというふうなことになっておまして、寄付をするときに

教育に使ってくれとか、福祉に使ってくれとかいうようなかたちで寄付がなされているものと思います。ある部分はですね。そういったものは実際にそのような運用がなされているのでしょうか。予算に反映されているのでしょうか。例えば、教育のために1万円を使ってくださいと言って1万円の寄付があった場合に、教育委員会の予算が1万円増えるとか、そういうふうなかたちになっているのでしょうか。

町長 お答えいたします。ふるさと納税制度に限らず、それを含めて平成27年1月末現在で川棚町に寄付金として寄付された金額は232万4千円総額でございます。その皆さん方が寄付をされるときには、今議員がおっしゃったように、目的を告げて寄付をなさいます。観光振興に使ってくれとか、あるいはなんでもいいですよとか、いわゆる町長任せ、そういったものもあります。あるいは図書室の図書の購入についてとか、そういったことで寄付の申し出があります。そういったことで、基金に例えば人づくり文化スポーツ基金に繰り入れをしたり、川棚町奨学資金貸付基金に繰り入れをしたり、できるだけ寄付者の要望に応じた活用をいたしているところであります。以上でございます。

1 2 番田 口 寄付の目的に沿った対応がなされているというふうに理解いたします。

それで、先ほど文旦については対象品目に入れるというご答弁がございましたけれども、先ほど言いましたように、寄付の金額に応じてですね、差し上げる品目を、あまり華美にならないようにという前提はありますが、非常に大きな額の際に、例えば2万円と10万円、あるいは2万円と30万円と同じ品というのはどうかなというふうなことも思われますので、少し段階を付けて2万円以上、あるいは10万円以上とかですね、段階を付けて品目を増やすなり、品物の価値を上げるなりというふうな、そういうようなやり方をされた方がいいのではないかと思います。そういう点についてはどうでしょうか。

町長 今あの、寄付をしていただいた方に返礼品としてどういうものを求めますかというふうに問いましたところ、ほとんどが長崎和牛セットでございます。できれば、町といたしましては、町の特産品全て均等にとまではいきませんが、いろいろなものを返礼できればと、こういう願いもご

ざいます。そういう中で、今田口議員がおっしゃるように一口で5千円、二口では1万円というような口数に応じて返礼品を増やすということにつきましては、私といたしましては、ぜひ採用したいと、このように現時点では思っております。そうしますと、和牛に限らず、みかんであったり、トマトであったりということで、2点目、3点目を選んでいただけますので、そう思っておりますが、先ほど言いましたように、国からの要請が3月末時点であるそうでございますので、その要請の内容を見てから詳細については検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

1 2 番田口 本町の特産品のPRにもなるという意味は、この寄付金にもありうると思っておりますので、そういうように、なるべく一品目に偏らないような結果になるような方法をご検討いただきたいと思います。

それでは、この総合戦略についてはですね、漠然としたことを申し上げたわけですが、要するに基本的にどう考えるかですけれども、町内の全ての施策を人口減少対策というふうな、人口維持対策、そういうような発想のもとですべての施策を考えるのはどうなのかというふうなことを疑問に思っておりますね、問題提起の意味で先ほど質問をしたわけでありまして。現状は、このような若者もおおり、年寄りもおおりという現状はそういう町ですが、例えば現状を離れて考えた場合に、要するにどういう町であるべきかということについてですね、完全に年寄りばかりの町でもよいのではないかということすら考えられるし、私らみたいな貧乏年寄りじゃなくて、大金持ちの年寄りだけが集まっている町ならば、それなりに元気のある金持ちの町になるんじゃないかというふうなことも考えられますし、要は、どういう町にしていきたいのかという、基本的な発想があって、いろんな施策が出てくるんじゃないかと思うわけなんです。そういう意味で、まちづくりの基本方針というか、基本的考え方、そこらへんについての町長の思っておられることをお聞きしたいと思っております。

町長 お答えいたします。今回は、国がすべて財源を持って、国と県と町と一緒に地方創生を図るんだということでございます。そして、地方創生の創生は、よく意味が分からないという田口議員の発言もありましたが、私もよく分かりません。これについては、ヒントになるのはですね、石破創生大臣が今回の創生事業は、日本を再生するのではないと、日本を創

生するんだという発言がありまして、この言葉に何かヒントがあるのではないかと、この総合戦略を
作成、実施していくにあたりましては、議員がご提言のようなことが考えら
れるわけでございますけれども、当初言いましたように、国の基本目標とし
て4つのことが掲げてありますので、これに沿ってやっぱり策定をしていか
なければというのが町の姿勢であります。そして、こういったことが達成さ
れていくことによって、議員がおっしゃっているようなことも達成されてい
くのではないかと、このようにも思いますので、いかがでしょうかというの
もおかしいですが、そう思っております。

1 2 番 田 口 なかなか難しいんですけども、先ほど山口議員の質問の中にも、この将来の20年後、30年後を見つめて中高校生とか若い人を入れて、
そういう人たちに町の在り方なんかを考えてもらうのが良いのではないかと
いう質問もありましたが、私もまったく、それは同じような気持ちでおりま
す。結局ですね、今の私たちがなぜ生きていくかという、なぜ私たちがどう
生きていくかという哲学的な疑問と先ほど言いましたけれども、結局、私た
ちの、こういう高齢になった者たちの役目としては、若い人たちに、この町
を、この社会をよい形で引き継いでいくというのがですね、私たちの老人の
生きる意味かなというふうなことを、良いかたちで若い人たちに引き継ぐと
いうのが、私たちの生きている意味かなと考える次第でありますので、そう
いう高齢者の考えなども入れ込んだ総合戦略というものにしていただきたい
と思います。という意見を述べて終わります。

(1 6 : 4 0)

議 長 次に、小谷龍一郎議員。

9 番 小 谷 議席番号9番、小谷龍一郎です。通告文にしたがい大崎自然公
園交流広場の活用及びスポーツ振興について質問いたします。

昨年10月に開催された長崎がんばらんば国体におきまして、本町ではホ
ッケー少年の部の会場として取組まれ、多数の観戦客にも来町いただき、成
功裏に終了したものと思われま。このことによりまして、本町でのホッケー
という競技の認知度は以前に比べると浸透したのではないかと感じており
ます。大崎公園には、人工芝で整備された大崎自然公園交流広場があり、本
格的なホッケーグラウンドとしての活用も期待できます。競技施設の整備や

国体の開催により、ホッケー競技の指導者の方達の意欲も高まっており、今後、若年層からの選手の育成を図り、全国大会などへの出場の可能性を広げていけるのではないかと思います。

子どものことから大きな大会での経験を積むことにより、スポーツ選手としての可能性はもちろんですが、そのほかの面でも将来の自信や目標につながり、高校、大学への進学や、社会人としての就職の際に大きなアピールポイントとして役に立っていくのではないのでしょうか。

国体終了後の大崎自然公園交流広場の活用を含めて、以下の三点を質問いたします。

①ホッケー競技を本町の推進競技として取り入れる考えはないか。

②現在、ホッケーやサッカー、フットサル、グラウンドゴルフなどで活用されている大崎自然公園交流広場に、本格的なスポーツ施設としてシャワー室や更衣室、備品倉庫などを整備する考えはないか。

③施設利用料について、町内スポーツ団体などの利用の際に、割引や無料にするなどの優遇措置によってスポーツ振興を支援していく考えはないか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

町長 小谷議員からの大崎公園交流広場の活用及びスポーツ振興についてのご質問にお答えいたします。

先ほどの毛利議員の質問にもお答えしましたが、国体の開催の目的の一つには、ホッケーでのまちづくり、いわゆる国体で整備した大崎自然公園交流広場を利用し、ホッケー競技をメインにおいたスポーツ合宿の誘致による交流人口拡大を考えており、国体終了後も国体を契機に、町民に認知されたホッケー競技の振興を行っていき、さらなる積極的な利用を検討していかなければならないと、このように考えているところでございます。そこで、引き続きホッケー競技に関しては、川棚町ホッケー協会並びに長崎県ホッケー協会と連携を図りながら、積極的な振興を図ってまいります。

小谷議員がおっしゃる推進競技という概念が、どの程度の振興を考えておられるかは判断しかねるところではありますが、本格的なホッケー競技は、ある程度習熟した技術と専門的な道具と、競技自体が危ないこともあり、そうそう簡単に取りかかれるスポーツではないと思われれます。しかしながら、現在、幅広い年齢層でも行えるユニバーサルホッケーや、ソフトホッケーな

ど、ホッケーの入門編というようなゲームも普及し始めておりますので、そういったゲームの普及による若年層から老年層までの広い世代にわたる競技人口の拡大を図っていきたいと考えております。さらに、スポーツに関心を持ち、実際行うことで健康増進につながることも期待されることから、さらに競技団体との連携を密にして進行していかなければと思っております。

2番目の質問についてであります。確かに本格的なスポーツ施設としては、まだ十分ではなく、大崎自然公園交流広場を単体の施設として考えた時、議員ご指摘のようにシャワー室、更衣室、トイレ、ミーティングルームなど、不十分な状態にあることは十分理解をいたしております。しかしながら、この施設は、周辺施設のくじゃく荘、しおさいの湯との連携を図ることで、この地に建設された経緯もありますので、周辺の施設を連動した共用できる施設については、共有を図り、どうしても不足する施設については、今後、財政状況を見ながら判断していきたいと、このように考えております。

3番目のご質問に関しては、先ほどホッケー競技については、毛利議員にお答えしましたが、その他の町内スポーツ団体の利用に関しても同様に対応していきたいと考えております。対応内容については、毛利議員のご質問にお答えしたとおりであります。以上、答弁とさせていただきます。

9 番 小 谷 ただいま答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。まず、①に関しまして推進競技という部分ですが、その部分がどのような程度かということと言われましたので、私が考えておりますのは、一応、ホッケーが盛んな地域として有名なところが、岩手県があるんですけども、岩手県を例にとりますと、この岩手県もですね、1970年に開催された岩手国体をきっかけにホッケーが盛んになったということで紹介されております。こちらの方ではですね、ホッケーを町の競技として町技と指定しまして、小学生から年配の方まで幅広く取り組まれているということで紹介されているんですけども、これとまったく同じように、本町も昨年、この国体でホッケーが開催されたわけですし、日本ホッケー協会から公認証をもらっているような人工芝の競技場を要は町内に整備されたわけですので、これは今がチャンスじゃないかと思ひまして、推進競技としてホッケーを指定してはどうかということと考えております。その点に関して町長のお考えはどうでしょうか。

町長 お答えいたします。ホッケー競技を町の町技として指定をしたかどうかということで、今ご提言がありましたけれども、これまでスポーツの競技を町で町技として指定する、そういった制度は設けておりません。したがってそれがどういう意義をもたらすのか、そういった制度が岩手県にあるとすれば、そういったものを参考にしてみたいと、このように考えております。

9 番 小 谷 参考にさせていただけるということで、またちょっと違った点からなんですけれども、小中学生からですね、若年層からホッケーを普及していけばどうかということなんですけれども、長崎県内で高校でホッケークラブですね、部活で行っておられるところが、地元の川棚高校と佐世保の佐世保工業、佐世保東翔高校、その3校なんですけれども、実際中学校で部活動でやっているところは少ないと思いますので、今の機会にですね、中学生、小学生からホッケーに取り組むことによりまして、高校受験の際とかの道が、新たに選択肢が作っていきけるんじゃないかということで、推進できればと思っておりますが、環境としまして、地元にあります川棚高校のホッケー部もありますし、今実際取り組まれておられるのが、クラブチームの方や川高のホッケー部のOBの方達ですね、毛利議員も言われましたように、ホッケー教室やジュニアチームなどの育成に励んでおられますけれども、中学校で部活動として活動することによりまして、中学校の最後の大会、中体連ですね、外部のチームで活動されていた場合ですね、中体連とかに出ることが、登録ができないということで聞いておりますし、高校などの受験の際、内申書とかですね、そういうところに期待する場合、できれば中学校での部活として取り組みができれば、1つの項目として残せるんじゃないかと思っております。中学校での部活動の推進など、本町の方で推進していけないかということで考えておりますが、その点に関して町長のお考えをお聞かせください。

町長 お答えします。ホッケー競技を盛んにするためには、議員が今おっしゃるようにジュニア層からの育成が大事だということは、これは認識をいたしております。したがって、これまでも川棚町ホッケー協会にお願いいたしまして、ジュニア層の育成のための教室を開いたりしてきているわけがございます。まず、この事業を、さらに進めていただきたいというのがまず一点でございます。

それから、今具体的に中学校の部活等で取組みができないかというご提言がありましたけれども、これにつきましては中学校での部活動がどのようなかたちでなされているのか、これは教育長が存じ上げておれば、それが果たしてできるのかどうか、後で答弁をいただきたいと思います。

私といたしましては、中学校で部活動として採用していただければ、さらに底辺が広がるのではないかとというふうに期待はいたしております。以上でございます。

教 育 長 今この場で中学校の部活動としてやりますという答弁はできにくいですね。中学校の方で、ここらあたりがどうなのかというのは研究してみたいと思いますが、一番のネックは議員がおっしゃいましたように、中体連、そこらあたりの参加ができませんよね、川中だけでございますので。子ども達にとってそれが良いことなのかという面からも検討しないといけないので、これについては検討していきたいというふうに思います。以上です。

9 番 小 谷 検討していただけるという答弁だと受け取って、次に入りたいと思うんですけども、ホッケーの競技自体、競技人口的にはサッカーやバレーなどには劣っているんですけども、オリンピックの正式種目にもなっておりまして、世界的に見ますと結構取り組まれている地域が多いみたいでして、もしかしたら将来、本町からオリンピック選手が輩出されるという可能性も秘めているということもありますし、環境的に本町はホッケーに関しては整備されて、良い環境が出来上がっていると思いますので、近隣の町ではまねできない部分で、特化した部分で外に対してもアピールできるポイントじゃないかと思います。この40数年に1回回ってきたチャンスですんで、これを機に推進していただけるよう期待をしまして、二点目の施設の整備についてなんですけれども、答弁の方で財政状況見ながらということで答弁でしたが、私もそこらへんは考えておりまして、ただもし検討されるのであれば、今使われている、あそこの交流広場を主に使われているのが、フットサルやサッカーも使われているということで聞いておりますので、ホッケーにしましてもサッカーにしましても11人对11人でする競技ですので、更衣室を作るとしてちっちゃい更衣室では納まりきれないと思いますので、そこらへんも考慮して検討していただければと思います。

そのまま3番に行くんですけども、施設の利用料としまして、指定管理

者との検討になるということですのでけれども、毛利議員の方からはホッケーに関してでしたが、私の方からは町内のスポーツ団体全体ということですが、利用者の方からですね、ちょっとよく耳にするのがですね、グラウンドの利用料自体は免除があつてですね、半額になったりして安くなっているみたいんですけども、実際あそこでフットサルとかをされている方なんかは、昼間仕事をされている方、一般の方が主でして、ナイターを使つての練習が多いということで、ナイター設備の利用料に関しては減免措置が適用外ということで、普通の料金で払っているということで、それがちょっときつというか、高いとまでは言わないけれども、あそこが安くなればなということで話を聞いておりますので、ナイター設備の利用料まで、減免の対象としてされる、検討される考えはありますかでしょうか。

町長 先ほど施設利用については、今後、観光協会と協議をしていきますという答弁をいたしております。このナイター使用料についても、一つの施設の利用料だろうと思っておりますので、その中に含めて検討したいと思います。基本的には、電気料相当分を利用者に負担してもらつたというのが基本でありますけれども、その基本をあまり逸脱しない程度で検討してみたいと思います。以上でございます。

9 番 小 谷 ある程度再質問をしたんですけども、最後にですね、1つのアイデアとして聞いていただきたいんですけども、今の減免措置の件ですが、財政的にやはり厳しいということもあるでしょうし、電気代相当分を支払うというのも理解できます。そこでですね、ただ割り引くのではなくて、今の優遇措置の条件としまして、年間会費という登録制をとられているようですけども、それとは別に、例えばナイター設備の減免に関しまして、例えばスポーツ団体の方などの町内のイベントなどへの参加や、ボランティア活動などを条件につつまして減免措置をするなどの措置を行つてはどうかというアイデアがありまして、これをするによりまして、町内のイベントの活性化であったり、そのスポーツ団体への加入ですね、加入者の増加や募集ですね、そういう活動が行われるんじゃないかと思ひまして提案したいんですけども、こういうことも検討の一つとしていただけないでしょうか。

町長 今提案をいただきましたが、目的をどこに置くのか。制度の構

築が非常に難しと思います。以上です。

9 番 小 谷 終わります。

(1 7 : 0 1)

議 _____ 長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれに散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 7 : 0 2)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____